

平成27年3月

中札内村議会定例会会議録

平成27年3月16日（月曜日）

◎出席議員（7名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	5番	黒田和弘君
6番	男澤秋子君	7番	北嶋信昭君
8番	高橋和雄君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君
総務課長補佐	紅露弘幸君	住民課参事	坂村暢一君
福祉課長補佐	高桑佐登美君	福祉課長補佐	高島啓至君
福祉課長補佐	川尻年和君		
保育園長			

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 上松丈夫君 教育次長 高桑浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長澤則明君 書記 林真悠君

◎議事日程

日程第1	請願第1号 (委員会報告)	農協関係法制度の見直しに関する請願書
日程第2	請願第2号 (委員会報告)	T P P 交渉等国際貿易交渉に係る請願書
日程第3	陳情第2号 (委員会報告)	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書
日程第4	意見書案第1号	農協関係法制度の見直しに関する意見書
日程第5	意見書案第2号	T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書
日程第6	意見書案第3号	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書
日程第7		委員会の閉会中の継続審査の件について
日程第8		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の訂正について
日程第9	議案第19号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第20号	中札内村保育所条例の全部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第21号	中札内村保育の必要性の認定に関する条例の制定について
日程第12	議案第22号	中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第23号	中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第24号	中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第25号	平成27年度中札内村一般会計予算について
日程第16	議案第26号	平成27年度中札内村国民健康保険特別会計予算について
日程第17	議案第27号	平成27年度中札内村介護保険特別会計予算について
日程第18	議案第28号	平成27年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第19	議案第29号	平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について
日程第20	議案第30号	平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について
日程第21	議案第31号	平成26年度中札内村一般会計補正予算について

◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。
定足数には達しておりますので、これより本日の会議を開きたいと思いを。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

- ◎日程第1 請願第1号 農協関係法制度の見直しに関する請願書
◎日程第2 請願第2号 T P P交渉等国際貿易交渉に係る請願書
◎日程第3 陳情第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書

○議長（高橋和雄君） この際、日程第1、請願第1号、農協関係法制度の見直しに関する請願書、日程第2、請願第2号、T P P交渉等国際貿易交渉に係る請願書、日程第3、陳情第2号、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書の3件を一括して議題にいたします。

この請願は、産業常任委員会及び総務常任委員会に付託した事件です。
審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
最初に、中井産業常任委員長。

（中井康雄産業常任委員会委員長登壇）

○産業常任委員会委員長（中井康雄君） 産業常任委員会審査報告書。
平成27年3月6日開会の定例会において、付託された事件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。

請願第1号、農協関係法制度の見直しに関する請願書。
請願第2号、T P P交渉等国際貿易交渉に係る請願書。

2、経過。

審査は3月6日、全委員の出席を得て審議した。

3、結果。

請願第1号、請願第2号の内容・趣旨は十分理解できるものである。

4、決定。

請願第1号、請願第2号は採択とする。

○議長（高橋和雄君） 次に、男澤総務常任委員長、お願いします。
（男澤秋子総務常任委員会委員長登壇）

○総務常任委員会委員長（男澤秋子君） 総務常任委員会審査報告。
平成27年3月6日の定例会において、付託された事件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。

陳情第2号、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書について。

2、経過。

審査は3月6日、全委員の出席を得て審議した。

3、結果。

陳情第2号の内容・趣旨は十分理解できるものである。

4、決定。

陳情第2号は、採択とする。

- 議長（高橋和雄君） 報告は終わりました。
これから3件を一括して委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
請願第1号の委員長報告に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
請願第1号、農協関係法制度の見直しに関する請願書を採決いたします。
この請願に対する委員長の報告は採択です。
委員長報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択されました。
請願第2号の委員長報告に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
請願第2号、T P P交渉等国際貿易交渉に係る請願書を採決いたします。
この請願に対する委員長の報告は採択です。
委員長報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択されました。
陳情第2号の委員長報告に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
陳情第2号、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。
委員長報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。
したがって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択されました。
お諮りをいたします。
中井議員から意見書案第1号、意見書案第2号、男澤議員から意見書案第3号が追加提案されました。
この際、これを日程に追加し順序の変更をして、ただちに議題にしたいと思います。
このことに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第1号から意見書案第3号の3件を日程に追加し、順序の変更をして議題にすることに決定をいたしました。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分
再開 午前10時08分

○議長(高橋和雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

- ◎追加日程第4 意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書
- ◎追加日程第5 意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書
- ◎追加日程第6 意見書案第3号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書

○議長(高橋和雄君) 追加日程第4、意見書案第1号、農協関係法制度の見直しに関する意見書、追加日程第5、意見書案第2号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書、追加日程第6、意見書案第3号、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の3件を一括して議題にいたします。

この意見書案第1号から意見書案第3号の3件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第1号から意見書案第3号までの3件は、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。
意見書案3件を一括して質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
意見書案第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第1号、農協関係法制度の見直しに関する意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

意見書案第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第2号、T P P交渉等国際貿易交渉に係る意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

意見書案第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第3号、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件について

○議長(高橋和雄君) 追加日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題にいたします。

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

委員会の閉会中の継続審査の件については、総務常任委員長から申し出の通り、閉会中の継続審査にすることにいたしたいと思います。

◎追加日程第8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整備に関する条例の訂正について

○議長（高橋和雄君） 追加日程第8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の訂正についてを議題にいたします。

提出者から訂正理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の訂正について、ご説明申し上げます。

過日、3月6日提案の議案第10号、附則第2項中、一部誤植がありましたので、別紙資料に記載のとおり、附則第2項を訂正したく、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 訂正理由の説明が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の訂正については、承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する条例の訂正については、承認することに決定をいたしました。

◎追加日程第21 議案第31号 平成26年度中札内村一般会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） お諮りをいたします。

日程の順序を変更し、追加日程第21、議案第31号を先に審議したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、追加日程第21、議案第31号、平成26年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、議題に供されました一般会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

今回の補正は、この冬の相次ぐ降雪の影響により、除雪費に不足が生じる見込みとなったことから、歳出予算の補正を行うものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 22 番、一般会計補正予算書をご用意ください。

5 ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳出補正のみであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目除雪対策費、説明欄、除雪委託 2、200 万円の追加は、2 月下旬からの度重なる降雪による除雪排雪に伴う委託料の追加でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、説明欄、公共施設等整備基金積立 2、200 万円の減額は、先の 3 月補正で予算計上した積立金を減額し、収支調整を図ったものです。

2 ページをお開きください。

第 1 表歳出予算補正であります。歳出において、2 款総務費と 8 款土木費の歳出予算移動でありますので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

議案第 31 号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） 今、提案理由にもありました通り、今年については例年になく大雪になりました。

現在、かなり春めいてきて、融雪も進んでいるわけですが、一時についてはかなり住民も大変な状況ではなかったのかなというふうに思っております。

住民の中には、跳ねる方も大雪ですから大変なのですが、全然来ないのでいつ来るのだろうということで、結構意見を私も聞きました。

さらにまた、市街の路線ですか、ほとんどが 1 車線しか除雪がされていないという、こんな状況ではなかったのかなというふうに思っています。

それで、1 点目として、もっと早く補正をしていれば排雪が進んだのではないのかなというふうに、排雪はやっているのですが、その辺ちょっと感じるのですが、その辺の状況と、今後の排雪計画というのかな、かなり雪解けも進んできているのですが、さらにまた排雪もやっているようですけれども、全村的に市街の中は排雪の予定ということで、この 2、200 万円が補正されているというふうに思うのですが、そこら辺、計画と、この後、雪降ったらまた変わるのですが、このままの状態で行くとすれば、いつ終了するのか。

その辺について説明を願いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 今後の排雪の予定ということでの質問と申しますけれども、2 月の末から 3 月にかけての大雪対策ということで、急遽 3 月に入ってから排雪を行って、その後の降雪に何とか間に合わせることができたのかなという判断をしております。

その後も結果的にはすべての排雪が終わっていない状況での降雪等もありましたことから、さらに、特に宅地の中の道路についてはかなり交通に支障が出るような状況もありましたから、部分的に一部継続して排雪を行ってきた経過がございます。

今後については、かなり気温も、6 度から 7 度ぐらいの気温で推移することがありますので、今、全体的な排雪については計画しておりません。

部分的な排雪というか、交差点の除雪、部分的な排雪等の計画をしながら、道路の安全

対策に留意をしながら、部分的な排雪を今後進めていくということで、今回の補正にも加味させていただいた金額内容となっております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1点目の関係、ちょっと答弁いただいていたのかなというふうに思うのですが。

それで、2点目の方は今聞きますと、部分的な除雪、あるいはまた交差点の除雪という、全般的でなくて部分的な除雪ということで聞こえたのですが。それで、これからの部分ですから、2, 200万円といったかなりの額ですよ。

だから、その計画で2, 200万円ということで必要なかどうかなんていうような感じがちょっとしないわけでもないのですが、そこら辺をもっと詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 1点目の答弁漏れということで、市街地の路線が遅れたということと、1車線の状況があったということでの部分ですね。

遅れたというか、やっぱり雪がかなり多いということで、早めには出ていても、一度やったところがまた降雪によって埋まるという状況もあったものですから、かなりそういう面では道路の通行とか間口の排雪を含めてご迷惑かけたなどは思っておりますけれども、これだけの雪になるとなかなかご要望に応えることもできないというか、部分的にはそういうご迷惑かけて苦情をいただいたという関係もありましたけれども、そこはなるべく適切な判断の中で、早く交通に支障のないようにはやっていけるように、今後も最善の努力をしていきたいというふうに思っております。

それと、1車線の拡幅がちょっと遅れたというのはなかなか、特に3月上旬の重たい雪は時間がかかり過ぎて、1車線を確保するのにちょっと時間が要したということと、一部排雪で入っていると、ロータリーが不足するものですから、ちょっと排雪と拡幅が一緒にできないということもあって、排雪を優先したあとに拡幅ということで、一時遅れたということもありましたので、その辺についてはご迷惑をおかけしたなというふうに思っております。

あと、今後の除雪の見込みと補正の額なのですが、すでに3月、今、2月19日の補正いただいた額では、ちょっと不足の見込みもありまして、今後の一部見込みも上乘せして、今回補正した額でありますので、3月中には大体の額が執行される見込みであるという価格で2, 200万円という数字は上げております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 大体わかりました。

私も過去に排雪というのですか、のことで一般質問2回させていただいた経過があるわけですが、また、これだけ多くなると、その質問した内容について、本当に現実のものとなってきているわけです。

これはあくまでも要望ですけれども、更別あたりは市街行くと、結構うちの状況とは全く違うのです。降雪のたびに排雪をしているということです。

今、施設課長が言ったように、3月の雪は時間がかかると。かなり固い雪ですから、排雪するということになると、かなりの時間、労力、機械力がいるということで、結果的に毎回更別においては、降雪のたびに排雪をするとかなりの時間節約されて、スムーズに排雪ができるというような、こんな状況というのがあるのです。

そこら辺、本村については、当面そういう排雪についてはしないというこんな答弁をいただいているのですが、これだけかなり大雪になると、そこら辺の状況も変わってくるわけですから、この際、更別の自治体や何かもどの程度費用がかかっている等々も含めて研究する中で、どういう形がいいのかということも、こういう大雪の節には研究しておく必要性があるのではないのかなというふうに思いますので、その点について、要望をしておきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として承っておきたいと思いますが、それに対する答弁がありましたら出してください。

ということで、要望としてお聞きしておきたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問ございませんか。

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第31号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第31号、平成26年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第9 議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 追加日程第9、議案第19号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

昨年8月に人事院が国家公務員に対する給与改定の勧告を行い、一般職の給与に関する法律が成立し、本村の職員給与についても、国家公務員に準じた改正を行い、先の12月定例会において、給料及び期末手当等の改正を行っております。

今定例会においては、平成27年4月より実施される、地域の民間給与水準を踏まえて給料表を平均2パーセント引き下げるなどの給与制度の総合的見直しを国家公務員に準用することとして、給与条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） それでは補足説明を申し上げます。

黒ナンバー16番、議案関係資料、黒ナンバー19番、議案関係資料その2をご用意いたします。

まず、黒ナンバー16の議案関係資料、16ページをお開きください。

最初に、管理職手当の改正ですが、これまでの課長参事と課長補佐の2区分を、職務・職責に応じ3区分に改め、課長等の手当額を6級65号俸の12パーセント、4万8,324円に改め、参事及び課長補佐については現行の額としようとするものであります。

次の管理職員特別勤務手当の創設については、管理職員は、管理監督者という立場から一般的に時間外勤務手当は支給されないこととなっておりますが、臨時または緊急により、週休日など休日に勤務を行った場合に支給され、国等にはすでにある手当でして、近年、災害など緊急性の有する業務が増加傾向であることから創設しようとするものです。

手当額は1万2,000円以内とし、規則において、課長等1万円、参事8,000円、課長補佐等を6,000円と。

週休日以外の深夜に勤務する場合には、それぞれ6,000円、5,000円、4,000円にしようとするものです。

この規則が、黒ナンバー19番、議案関係資料その2に掲載してございます。

なお、この深夜勤務における管理職員特別勤務手当の創設は、去年の人事院勧告によるものであります。

次の3、給料表の改正についてですが、国家公務員に準じ、平均2パーセント引き下げの改正をしようとするものです。

20ページの新旧対照表をご覧ください。

1級及び2級の初任給に係る号俸は、人材確保への影響を考慮して引き下げはありません。

3級以上の高い号俸については、50歳代後半層における官民格差から、最大4パーセント程度引き下げされております。

23ページをお開きください。

5級及び6級に増設されたのは、この世代の職員に対して、勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から行っております。

戻りまして、16ページをお開きください。

施行日は、平成27年4月1日としますが、経過措置として、激変を緩和するため、平成30年3月31日まで、3年間の現給保障を行います。

また、現在行っている55歳以上、1.5パーセントの減額支給措置は、現給保障される平成30年3月をもって廃止されます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第19号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、2点ほどお聞かせください。

趣旨については理解をいたしました。

一つ目の議案関係資料の16ページ、1番の管理職手当の改正ということで、これは2

7年4月1日の俸給月額でということ、参事職、課長補佐等については同額になっていますけども、旧給料についてはこれよりも高いわけですから、実質、参事、課長補佐職については減額になっているというこんな中身ではないかなというふうに思うのですが、課長職については、この表からいくと、4、5、000円かな、上がっているのですね。

それぞれ理由があると思いますので、その上げた、課長職のみを上げた理由を聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、給料表の改正ですが、これ2級の表からそれぞれ一点何パーセント、2パーセントということですと6級まであるわけですが、人事院勧告では官民給与差を踏まえた50歳代後半の水準の見直しということではあるのですが、そういった2級に該当する若い職員もこのままでいくと該当してくるわけですけどね。

その辺の若い職員と、私が言う50歳代後半層の見直しというこんなことではあるのですが、その辺ちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思います。

その2点です。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 管理職手当の改正、課長職の引き上げの理由ですけども、それぞれ課長、参事、課長補佐等につきましては、村の行政組織規則にもちまして、それぞれの職務等がございます。

その中で、課長職につきましては、参事職とは分けた形で、重要な施策等の企画、立案、制作、それと、職務上の責任と役割というのが、参事職とは違いまして、それで今回、課長職、参事職を改めました。

本来であれば、この種の規則につきましては、下げる形になってきている場合がございます。

中札内村におきましては、平成18年、給料表が改正になったとき、行革の一環において、10パーセントの管理職の手当引き下げを行っております。

今回の課長職につきましては、参事職と区別する段階で、参事職、課長補佐職を下げる考えはございませんでしたので、課長職を引き上げの考えであります。

2点目の給料表につきましては、1級、2級につきましては、職員の採用する観点から、初任給は下げございません。

ただ、平均2パーセントの引き下げを行いますので、初任給以外につきましても、平均2パーセント給料は下がります。

さらに、50歳代後半層につきましては、4パーセント程度引き下げという形になっておりますので、5級、6級の給料の高い方ですね、そちらの方の引き下げ率は高くなっております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 2点ほど。

今回の給与改定、かなり大幅にあったわけですけども、この件について、職員組合との話し合いができていのかどうか、そこら辺と。

あと、資料の16ページの2番の管理職員特別勤務手当の創設ということで、この資料によると、時間なんかは出ていないのですけども、一番よくあるケースとして、災害のとき、例えば、12時ごろ地震があったと。

なんでもないからすぐ帰るという場合とか、1時間ぐらい調査して帰るとかあると思う

のですけども、ここら辺、時間的な運用のことがちょっと、条例上は触れていないのですけども、そこら辺どのように考えているか伺います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） まず、給料表の見直しのご質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

職員組合とは、事前に協議を行いまして、一応合意を形成して今回提案をさせていただいているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 2点目の時間関係なのですけども、国におきましては、給与法の支給に関しまして、おおよそ1時間程度に満たないものは、この手当の支給対象とならないとなってございますので、これに準じたような形で1時間程度を目安にしたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 1点だけ。

今、ラスパイレス指数の数値の点で、これまで幾らだったのか。

そして、この改定に伴ってどれぐらいになるのか。

わかればお聞かせください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 中札内村のラスパイレス指数は、昨年度で96.1でございます。

このままの形であれば、国が2パーセント下がりますので、同じ率になります。

ただし、実際計算する過程におきましては、職員間の変動がございますので、この通りにはなりませんけども、それは今後、ならなければ出てこない数字でございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質問がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第19号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第19号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第10 議案第20号 中札内村保育所条例の全部を改正する条例の制定について

◎追加日程第11 議案第21号 中札内村保育の必要性の認定に関する条例の制定につ

いて

○議長（高橋和雄君） この際、追加日程第10、議案第20号、中札内村保育所条例の全部を改正する条例の制定について、追加日程第11、議案第21号、中札内村保育の必要性の認定に関する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供された提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は平成27年4月から始まる、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育料の算定方法が改められたことによる保育料の改正及び保育サービスを受けるためには保育の必要性の認定を受ける必要があることから新たに条例を制定しようとするものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、岡田福祉課長、お願いします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー8番、議案と、今回お配りしております資料で説明させていただきます。

平成27年度より子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援新制度がスタートすることになりました。

国としては、保育の場を増やすとともに利用しやすくし、待機児童を減らし、子育てしやすい、働きやすい社会の実現を目指すこととしております。

この新制度導入に伴い、今回2条例を制定するものでございます。

はじめに、順番は逆になりますが、保育の必要性の認定に関する条例から説明させていただきます。

それでは、議案の50ページをご覧ください。

今回の新制度により、保育サービスを受けるためには、保育の認定を受けてからサービスを利用することになりますが、その認定基準は、従来の保育所の入所基準を緩和した内容となっております。

保育の必要性の基準が謳われている第4条を説明させていただきます。

保育の必要性の基準第4条、村長は、小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次の各号の事由に該当する者を、法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもとする。

ここで言う、第2号といいますのは、満3歳以上の子どものことを言います。

第3号は、満3歳未満児の子どものことを言います。

それで、次に述べます要件に該当すると、2号認定、3号認定を受けて、それで保育サービスを受けるという形にこれからなります。

それでは、これまでの入所基準と違う点をちょっと説明させていただきます。

まず第1号では、1月において、48時間以上労働することを状態としており、1日1時間から2時間程度のパートでも保育サービスが受けられることとしております。

次の2号から5号にかけては、これまで同様の基準となっておりますので省略させていただきます。

第6号では、求職活動を継続的に行っていること。

第7号では、各種学校、教育施設に在学していること。

第8号では、職業訓練を受けていること。

第9号では、児童虐待を行っている、または、再び行われる恐れがあること。

第10号では、配偶者からの暴力で、保育を行うことが困難な場合。

第11号では、育児休業中ではあるが、休業前に保育サービスを受けている子どもは、引き続き利用できます。ということなどで、これまでの基準から緩和されたもの、または、新たに基準に加わった内容となっております。

51ページをご覧ください。

本村においては、これまで同様に、第2項で、前項の規定にかかわらず、保育所の管理運営上、特に支障がないと認めた場合、入所を希望する当該年度4月1日現在、満3歳以上の小学校就学前子どもに限り、定員の範囲内において入所させることができると定めております。

これを私的入所と言いますが、このことを採用してございますので、実質的に本村では希望する満3歳以上の子どもは2号認定、もしくは私的入所となり、すべて受け入れておりますので、今回のこの認定に関する条例が制定されましても、現状のサービスは変わらないということになります。

第5条では、保育の必要量の区分が定めてあります。

今回、国においては、パートタイムのような1日あたり1、2時間働いている方も保育所で受け入れるということですが、一般の保育と区別しようとするものでございます。

それで、フルタイムで就労している方の保育時間と、パートタイムで就労している方の保育の必要な時間をここに謳ってございます。

しかし、先ほども申しましたように、本村の場合では、前項で規定しているとおり、保育を希望する方を分け隔てなく受け入れるということから、短時間保育という適用は行わず、現実的に保育標準時間を適用したいと考えているところでございます。

第6条では、優先保育の基準が示されております。

附則で、施行期日と就労時間に係る要件に関する特例を定めてございます。

それでは、戻りまして、中札内村保育所条例について説明させていただきます。

44ページをご覧ください。

今回、全文改正させていただきますが、第1条趣旨において、これまで根拠法として児童福祉法に基づいて定めていたものに併せまして、子ども・子育て支援法を追加するものでございます。

飛びまして、下段の第7条、費用の納付が謳われてございます。

保育料については、46ページの別表1と、48ページに別表3で保育料基準額表を載せております。

それでは、少し複雑でございますので、今回用意した資料で説明させていただきたいと思っております。

A3の資料をご用意いただきたいと思います。

まず、A3の右下にございます表がでございます。平成27年度利用者負担国基準額という表でございます。

これが国で示されております、保育料の上限がここに示されてございます。

それで、本村では現在、左端になります現行保育料基準額表をご覧くださいと思

ます。

本村は、これまで保育料は所得に応じまして、11階層に設定しております。

今回、これを国の明示する8階層に改めることと、算定根拠として、これまで所得税であったものを、村民税に変更しております。

また、保育料の切り替え時期を、村民税が確定し、それに基づく保育料が決定する9月とさせていただきます。

今回、左端の現行保育料基準額表を、右端にあります別表1の基準額表に改めようとするものであります。

さらに、保育料の階層の見直しに併せまして、負担の在り方について、黒い太い線で囲ってあります3歳以上の6階層から8階層にかけて、ほかの階層負担と均衡を欠いていることから調整しようとするものであります。

具体的には、ほかの階層においては国の基準額の60パーセントから80パーセントの中での負担をいただいておりますが、この3階層につきましては28パーセントから49パーセントの負担となっていることから、この部分について調整しようとするものでございます。

この3階層について、国が示された基準額を、今回55パーセント程度の負担に調整しようとするものでございます。

ただし、経過期間を設けまして、平成29年度からの適用としてでございます。

このことから、平成27年、28年度においては、中央にあります別表3、附則経過措置関係の基準額表を適用することとなっております。

それでは、議案の45ページにお戻りください。

附則で、この条例は、平成27年4月1日から施行するものとし、経過措置として、平成29年3月31日までの間、別表3を適用することと、11階層から8階層へ変更及び所得税から村民税に算定根拠が変更されることにより、改正前の額を超える方は、変更前の保育料とする経過措置を設けてございます。

続きまして、47ページをお開きください。

中段をご覧ください。

備考の第5に、これまでと同様に、第2子は半額、第3子以降は無料とする規定を載せてございます。

また、第6として、これまで月の途中で入退園があった場合、ひと月の負担をいただいておりますが、日割計算で対処できるものとさせていただきました。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから2件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） かなり保育料も中身が濃いので、ちょっと端的にわからないのですが、保育料の算定基準ということで、今の説明を受け、さらには、資料等々を見ますと、説明のあった通り、所得税から住民税に変更していると。階層区分についても11階層から8階層になっているということですね。

それと、保育短時間の場合の保育料が改正されたよということで、全般的に改定がされ

ているというこういうことでありますけれども、そうしますと、今まで保育料を払っていて、同所得の人は、いろんなケースがあると思うのですけれども、新しい保育料に変わることによって、増えるのか減るのか。

あるいはまた、大体横ばいでいくよということになっているのか。

そんなことで、先ほどの説明聞くと、国の基準の半分程度で調整したということが提案されているという補足説明もあったのですけれども。当然、そんなことも配慮しながら、今回提案しているというふうに思うのですが、子どもたちも親については一番関心あるところなのでね。

そこら辺、あまり変化があるとどうしたのだというようなことになってしまいますので、その辺のことについて、ちょっと、今の説明では理解できないものですから、わかりやすく説明していただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、保育料金についてご説明させていただきます。

まず、この資料をご覧くださいと思いますが、この右端にあります大きな資料、これが現行の保育料になってございまして、11段階に分かれてございます。

まず、来年、再来年の方について、その方につきましては、この保育料の11階層が8階層に圧縮する方になりますので、この矢印線が書いてございますように、例えば、7階層の人と8階層の人は5階層に上がっていきます。

ですので、現在7階層にいて5階層にいく人。それから、8階層から5階層に変わるという方につきましては、3歳以上の形でちょっと説明させていただきますと、7階層の2万7,000円の方は、5階層にいて、その右にいて2万7,000円の金額がそのままになります。

ただ、二つの階層を圧縮してございますので、8階層の人2万8,000円の方につきましては、2万7,000円のところに行くという形になりますので、1,000円安くなります。ですので、2階層を圧縮しているところの方については、下の表に付いている方については、若干下がるような形になります。

ですので、この場合、ほとんど上がらない、現状のまま、もしくは若干下がるというような形になります。

ただ、平成29年度のところになりますと、この別表1のところを見ていただきたいのですけれども、6階層、7階層、8階層の3歳以上の方。この方の基準金額が3万1,900円、4万2,400円、5万5,600円という形になりまして、ここの部分はかなり上がるような形になります。

どうしてここのところだけ上がるのかといいますと、この3万1,900円の方は現在では2万8,500円の金額になってございますけれども、ここの部分のところは、長年の中札内村の保育料の料金設定の段階で、国との基準がどんどん格差が開いてございまして、例えば、一番下の8階層の人でいけば、28パーセントの負担で終わっているところになります。

ですので、あまりにも差が大きくなりすぎておりますので、29年度からは、5万5,600円の55パーセント程度の負担というような形にお願いしたいなというところでございます。

ですので、国の方としては、一番下のところ、国の方の表を見ていただければわかると思うのですけれども、10万1,000円という3歳以上の場合のところの数字がござ

います。

これが村においては5万5,600円というのに上げさせていただきたいというところになってございます。

国からいけば、55パーセントですごく安いのですけれども、現状が2万8,500円ですので、そこからいけば、ちょっとアップするような形になると思います。

ただし、これは2年間の経過措置を設けているということでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 保護者の方はなかなか国の基準が幾らだから、55パーセントぐらいで非常に助かっているという、職員はわかるのですが、なかなか一般的には理解できない。

いわゆる、今まで幾らぐらいだったから、こんなに上がるの下のるといふような解釈になると思うのです。

補足の内容についてはわかりました。

でも、これらのことを、子ども・子育て会議条例に基づく会議というのかな、そんなことでも意見を聞いて提案しているのかなというふうにするのですが、そこら辺の理解というか、当然提案されているのかなというふうにするので、そこら辺の状況と。

あと、根拠的に所得税から住民税に中身が変わったということなので、そこら辺の、仮に所得が前年度と全く変わらない場合について、そこら辺の変化が何か出てくるのかなという感じもするのですが、その辺の2点について伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、子ども・子育て会議での状況でございます。

会議につきましては、この表に基づきまして、説明させていただきました。

このことも踏まえて、それから、2子目、3子目だとかという軽減のこと。

それらも踏まえて、会議の場では、中札内村は子育てにすごく手厚いということと。それと、この若干上がる部分についても、全体のバランスを考えればやむを得ないのかなというふうなお話はいただいております。

それから、今回、所得税から住民税の方に変わるというのは、これは国の基準の方で変わる形で、これまで算定するのにあたりまして、所得税にするといろんな控除の部分のものがございました。

それが、それを算定するのが非常に複雑になってきておりますので、それを恐らくは国は簡単な市町村民税に置き換えたらというような形での国の指示だと思っております。

それで、その金額が変わる場合、階層が変わる場合、若干の差が出てきます。

例えば、8階層の方から5階層のところに移るときに、その所得が同じであっても、その算定の形で若干変わる形になります。

今回の場合でも、現行から8階層の方の中に移る段階で、お1人の方は、所得が何も変わらなくても階層が一つ上に上がるという場合がございます。

そのお1人の方につきましては、附則の中で、今までのと同じ金額を負担していただきますよというように、附則の方で謳わせていただいております。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をしたいと思います。

15分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時05分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前の引き続き会議を開きたいと思います。

議案第20号と21号に対する質疑を続けさせていただきたいと思います。

質疑はございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今の保育関係のことなのですが、条例で定めているのは標準時間と短時間保育ということで、徴収金額がそれぞれ変わっているのですが、

先ほどの説明によると、現在は標準時間で中札内はやっていくということになっていたのですが、この表を見ますと、将来的には短時間徴収という形で徴収することになったり、また、短時間での保育になるのかなということなのですが、この標準時間でも11時間という規定になりますし、短時間で8時間というような時間になるので、今の保育の内容からいくと、延長している保育者に対しては、この標準時間に該当するのかなと思うのですが、これがやはり普通時間帯で保育をしている方は、短時間に該当するのではないかなというように思うのですが、

そうすると、やはり条例で定めた以上は、将来的にはやはり短時間というようなことも、これと分けてやらなければならないのではないかなというように思うのですが、その点についてお伺いしたいのと。

もう一つ、先ほど1時間からでも保育を受け入れますよというような内容だったかなと思うのですが、そういった場合の保育料の算出はどのようになるのでしょうか。

その2点についてお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、保育の標準時間と短時間のその設定でございます。

これは国において設定してございまして、短時間の部分というのは、先ほど申したように、パートタイマーだとかというそういう1時間の方でも8時間分の保育は受け入れますよというそういうことになっています。

ただし、金額は、ちょっと8時間安いのですが、それを延長すると、暫時を行うとなると、この場合ですと、暫時のときの延長保育料がかかってしまいますので、実質的には、7時半から6時半までの同じような保育を受けるとなった場合には、短時間保育が割高になってしまうというそういうことになってしまいます。

ですので、実際は、短時間保育を選定する方がいないのではないかなと思ってございます。

ですので、私どもの村の場合には、私的入所というものがございます。

私的入所の方は、働く働かないにかかわらず、標準時間のところまですべて受け入れてございますので、短時間の方を選択する方、あえて自分は9時から5時までしかやらないよという方でしたら、それはその方で選択する余地はあるのですが、

ただ、現実的には、暫時の場合、早くお願いする場合だとかというときはその都度お金を払わなければいけない形になりますので、そういう選択は現実的にはないのではないかなと思ってございますので、標準時間がほとんどの方は選択されるのではないかなと思ってございます。

それから、1時間で受け入れて、早く変えられるのは何もかわらないのですが、そ

うやって短時間保育であろうが、8時間までは受け入れることができますので、そういうことでいけば、今までの受入や何かは何も変わらないし、短時間保育を選択する人はほとんどいないと思いますので、標準時間のような形で7時半から6時半までの中で、早めに来る方、遅くまでの受入は、その標準時間の中で、この料金の中で行われるというそういう形になっておりますので、今までと何ら変更ないと思っていただければと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 何かちょっとわかりにくかったですけども、今の現状からいくと、標準時間内にいろいろな保育の体制があっても11時間のその標準の中に収まるから、それで、この短時間とか、1時間、2時間受け入れても、保育料は其中で払ってくださいますよというような内容のように私は理解したのですけども、そういう理解でしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 短時間保育といいますが、1時間ですぐ帰ってくださいとかというそういうものではないです。短時間保育といっても8時間は大丈夫なのです。

ただ、勝手に帰られる方はいいですよ。

短時間といっても、8時間は8時間。標準時間は11時間の中という形になります。でするので、標準は7時半から6時半までの暫時までを含めてオーケーという形になります。

短時間の方は、一般的にいいですよと、9時から5時までの間の中で受け入れるというような、そういう形になると思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 保育料の感覚は、短時間、標準時間という形で、この示されている金額、この金額しかございません。

これが1時間で帰るから1時間だというような、8分の1、11分の1ということではございません。

選択するのはこの金額だけでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 国の基準とのいわゆる差があるから、それが大きいから埋めるのだというような旨の説明だったと思うのですけども、ある意味その差というのは、中札内にとってはやっぱり保育に対しての意思表示というのか、保育を守るという点で優れた点だと私自身評価もしているのですけども、その辺の見解と。

あと、国の基準に近づけるのだということなののですけども、ほかに何か理由があるのか。

ただ単に基準に近づけるという理由なのか。

財政的に厳しいからって何かほかの理由とかがあるのか。

その辺伺います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 今回、6階層、7階層、8階層の方の部分の見直しを行うのは、ほかの納めている方たちとバランスが非常に悪いということ。

そのことに関して調整させていただきたいということで、国に近づけるという意味ではなく、ほかの階層の方の負担割合と、ここの方の負担割合が著しくちょっと乖離しているものですから、その辺、村民同士の中で大体同じような負担割合で持っていければなど思っている調整でございます。

お金を、このことによりまして、増えるとか減るとかというそういう意味ではなくて、そういうバランスを考えてございます。

ただ単に、今回、例えば、11階層から8階層に圧縮するわけですけども、このことに関しましても、もうすでに170万円ほど減収になるような状態ですので、お金の高い、収入が増える増えないという意味ではございません。

全体のバランスを取って、負担いただいている方といただいていない方のバランスを調整させていただきたいというそういう意味でございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

議案第20号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第20号、中札内村保育所条例の全部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第21号、中札内村保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第12 議案第22号 中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 追加日程第12、議案第22号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成27年度から平成29年度までの介護保険料の段階を標準6段階から標準9段階へ多段階化するとともに、平成27年度の介護保険料率を定めるものであります。

また、平成27年度から地域支援事業に新設される、介護予防・日常生活支援総合事業及び在宅医療・介護連携の推進事業、認知症施策の推進事業、生活支援サービスの体制整備事業について、事業実施に必要な準備等のため、事業開始日を調整しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、岡田福祉課長、お願いします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、補足説明をさせていただきます。

まず先に、介護保険会計の状況を説明させていただきます。

本村の65歳以上の人口は、平成26年9月末現在、約1,079人で、そのうち介護認定を受けている方は183人で、平成29年9月には、73人増の256人になると推計してございます。

介護保険料の算定の基礎となる給付費につきましては、訪問介護やデイサービスなど、居宅サービスの部分については、利用は伸びることが予想されます。

しかし、施設入所サービス等を現状のままと見込みまして、今後3年間、給付費で2億2,100万円から2億7,300万円程度になると推計してございます。

また、今回、第1号被保険者の負担割合が給付費の21パーセントから22パーセントに増えておりまして、これらの状況から、値上が予想されるものですので、現在保有している基金3,400万円のうち2,400万円を投入いたしまして、現状の基準額、月額2,900円を200円アップの3,100円とし、年額3万7,200円で今後3年間運営できるものと判断し、提案するものでございます。

それでは、黒ナンバー16、議案関係資料の25ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表で説明させていただきます。

まず、第2条は、保険料率について謳ってございます。

介護保険料率については、住民税の課税状況によって、第6段階に分かれていたものを、今回の改正により、9段階に細分化されております。

その状況は、24ページの表で表しておりますのでご覧いただきたいと思います。

左の表の第4段階の下の段、これが基準額として示していたものでございます。

それが、右の第5段階に移り、月額3,100円、年額3万7,200円にしようとするものでございます。

また、新たに6段階と9段階を創設し、所得の高い人に少し負担をいただくというような設定になってございます。

第4条については、文言の整理でございますので省略させていただきます。

続いて、26ページをお開きください。

附則についてですが、附則第9条第1項には、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置が述べられてございます。

ここで、法第115条の45第1項には、予防給付のうち、訪問事業、通所事業について、地域支援事業に移し、NPO、社会福祉協議会、民間企業ボランティアなどを活用し

て、高齢者を支援する体制を平成27年度から整備することが求められております。

第2項には、在宅医療、介護連携の推進体制の整備。

第3項には、支援の担い手となる高齢者等の育成、生活支援コーディネーター育成などを行う生活支援介護予防サービス体制の整備。

第4項には、認知症高齢者を地域で支える支援策の推進も、27年度から整備することが謳われてございますが、いずれも人材の育成、体制整備等準備が必要なことから、市町村条例でこれを定めますと猶予することができるということから、今回、経過措置を取るものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第22号に対する質疑を行いたいと思います。

質疑を出してください。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今回の介護保険料の見直しですけれども、この中札内村においての、まず第6期の介護保険事業の計画ですね。これに基づいて、資料として前回渡されたのがありますけれども、この6期の計画に基づいて、今回の保険料が提案されたことと思えますけれども、中札内の標準保険月額が、今回は200円アップの3,100円になるということの内容の説明であったのですけれども。十勝管内の状況を見ましても、今回の新聞報道などで出されているのは、5,000円前後がほとんどの介護保険料なのですけれども、中札内村は前回も道内では最低2番目、管内では一番低い状況にあったのですけれども。そんな中でも、介護サービスが充実していたのかどうかわかりませんが、それで実施できていたということなので。

また、それに合わせて、3,100円という今回の金額になったのですけれども、この金額で、これから3年間遂行できる大きな理由は何であろうかということと。

もう一つ、本年度から介護サービス提供事業者に対するサービス料がちょっと引き下がりますよね。

それに対して、この事業の影響があるのかどうか。

その2点についてお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 男澤議員の、今回200円アップの3,100円のこの金額でサービスが提供できる理由はということと、それから、介護報酬が引き下げられましたので、それに関しての本村での影響はという、2点についてちょっと答弁させていただきます。

私ども、前回の第5期のときもそうですけども、2,900円で、道内で2番目の安さ。

今回は3,100円ということで、十勝管内では一番だということ。この状況には変わってございません。

なぜ、これがこういう状況なのかというのをちょっと調べさせていただいて、ほかの町村と何が違うのかというところを検討させていただきました。

そうしましたら、私どもと他の町村との違いのところは、まず、要介護者認定のうち、百八十何人いらっしゃいますけれども、そのうちの要支援1、要支援2、程度の軽い方。それから、要介護1、つまり介護度の低い方。この方が、実は53.5パーセントと半分以上軽い方なのです。これが、程度が軽いということは介護サービスも低くなるという

形になりますので、これが一番の理由ではないだろうかと思っております。これに理由につきましては、地域包括支援センターだとか、居宅介護の支援事業所、これを中札内村は直営ですべて行ってございます。

なおかつ、保健センターの中で一体的に行っておりますので、いろんな心配な人、そういう方は、例えば、民生委員の会議なり、住民健診や何か、そういうときに、いろんな保健婦の方だとか民生委員の方からも、いろんな心配な方の情報を得て、そして包括のところに行って早めに手を打つ。そういうような手当が、早めに打っていることから、53.5パーセントというような大きな数字の比較的軽いような形で済んでいると。

それが一番の原因かなと思っております。

それと、施設サービスの割合が、実は少ない。といいますのは、施設の入所者が大体30人ぐらいいらっしゃるのですけれども、その数で大体収まっているということ。

それがほかの町村ですと、待機者が相当いらっしゃいますけれども、中札内の場合には、1カ月、2カ月待っていただければ入れるような状態になってございますので、全体的にいて、特に重くなるような人が、実はやはり少ないというところもあるのではないかなと思っております。

そんなことで、今回、基金の方で2,400万円を活用しまして、大体3,100円、200円アップに抑えられるのではないかなという形で今回やっております。

主な理由はそういうような形だと思います。

ただ、根本的に小さな村ですから、医療系のサービスだとか、24時間のサービスだとかという都会的なサービス、この辺はやりたくても出せないという理由もございしますが、その辺は都会的なところと、中札内村との差のもあって、管内での差ではそれほどないのではないかなと思っております。

やはり一番は、介護認定を受けている方が少ない。しかも軽いという、その辺が原因かなと思っております。

それと、介護報酬です。

介護報酬が2.27パーセント引き下げられましたけれども、一律下がったわけではございませんので、人件費や何かを手厚くすればその分は上がるような形にはなりません。

ただ、現実、ポロシリ福祉会さんのような施設を運営されている方につきましては、都会のああいふ施設ならば利益を上げている場合もあるでしょうけれども、こういう中札内村の場合でしたら、なかなかそんなに利益が上がるものではございませんので、その辺は恐らく、1,000万円まではないですけれども、7,800万円の減収になるものかなと思っておりますけれども、その辺は企業努力なり、また、我々については、デイサービスやホームヘルプについては、サポートをずっとしてございますので、これもそうやって継続していければかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 介護料金が3,100円で賄えるというか、できるという内容についてはわかりましたけれども、その中で、やはり本当に介護度の低い要支援の人、また、要介護1、2の人が全体の五十何パーセントですか、53パーセント以上の方がそういうような状態にあるから、そんなに介護の料金が上がらないというような説明だったので、各種介護の介護保険のサービスの提供が十分行えていないというのも一つに私は要因にあるのではないかなと思っております。

課長も先ほどちょっと申しましたけれども、例えば、入浴サービスですとか、訪問看護

ですとか、訪問リハビリ。そういった医療を要するようなサービスが中札内村の場合は受けづらい環境にあるのではないかなというように思うのですよね。

そういったことを解消しない限り、なかなか自宅での居宅介護が難しいという状況が私は感じられるのです。というのは、やはり病院から退院してきたときに、そういうことが継続できない限り、やはり居宅介護がなかなか難しくなるので、病院から退院することもちょっとためらわなければいけない。

そして、うちへ帰ってもなかなかそれが充実しないときには、どこかまた違う施設に行くか、病院を変えるというよう条件になるのではないかという、私は思っていますけれども、そういうような状況についてご説明いただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 男澤議員の心配されるような入浴サービスだとか訪問看護だとかというようなサービスが、数年前までは、やはり事業者さんがいらっしゃいませんでしたので、なかなか儲かるような形でないので、何人かないとできないというようなそういう時代がありました。

ただ、今は中札内もほとんどのそういうサービスが受けれるような状態になってきてございますので、近年につきましては、入浴サービスも増えてきてございますし、医療の方も、最後の看取りまでを望まれる方が中にはいらっしゃいますので、その辺、医療との連携でやられている方もいらっしゃいます。

そんなことで、前ほどそういうようなサービスが完全に受けれないからというのではなくて、実際、利用したい人はそういうサービスを今現在受けているという状況もご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1点お聞きをしたいのですが、議案関係資料の24ページを見ているのですが、26年度と27年度の保険料がこういう具合に変わるよという資料なのですが、これちょっと計算してみると、ほとんどがパーセントで言いますと、6.9パーセント保険料が26年度より上がった形で位置付けされているのです。

されているのですが、特に、27年度の第2段階がそれぞれ区分が9と同じなのですが、ここだけが33.6パーセント値上げになっているのですね。

それから、第4段階については、20.3パーセント上がって、3万3,480円と。

さらには、第7段階、これについては11.2パーセントということで、年額4万8,360円になっていると、こういうことなのですが、先ほども言ったとおり、ほかの段階については6.9パーセントぐらいの値上げになっているのですね。

ここだけに該当する人については、かなり値上がりしたなというのは感じが持つのではないかなというふうに思うのですが、ここら辺のほか段階との平準化というのかな、そんなことを考えられなかったのか。

特にここだけなぜ上げているのかということがちょっとわからないので、理解できるように説明していただきたいのですが。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） この右側の方の第2段階と第4段階が上がっている原因につきましては、実は、第5期の段階の保険料を検定するときに、これ実は第6段階になっていますけれども、二つ、3段階と4段階のところは2表になってございます。

これは、附則で、村の特例として、この部分のところは安くしますよという形で第5期の方、特別安くなるような階層が第5期のときに設けられてきております。

それは、村が独自でやれますからという形で国が認めてくれたものですので、今回、それを丸々国の方のもの9段階の中に移行することによって、こういうような形になってきてございますので、言葉はちょっと悪いですけど、もう前の段階ですでに安かったものが、今回ちょっと平準化されたというような、そういう階層になってございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） わからないわけではないのですが、ほかの段階は6.9パーセントということで、多少の値上げでこれもやむを得ないのかなと思うのだけども。階層も基準のものがあまり変わっていない状態で、ここに該当する人が2割、3割上がっているということなので、そういう理由もわかりますけども、なんで俺のところだけこんなに上がるのかなということになるのですね。

もうちょっと、例えば、6.9パーセントが10パーセントぐらいに圧縮されれば、ああ、そうなのかなというふうに思うのだけど、極端に6.9パーセントが30パーセントも上がるという、33.6パーセント上がるということですから、ちょっとどうなのですかね。

これも一定の会議というか、審議会を通過した形で提案されているのかな。

その辺の関係は意見が出なかったのでしょうかね。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 会議の中におきましては、そういうご意見はございませんでした。

ただ、今回、今この保険料の方の提案させていただいてございますけれども、実は、この保険料の提案、実は6月議会にも提案する予定で、今準備を進めているところでございます。

と言いますのは、国の方の消費税の関係で、本来でしたらば、4月の段階で低所得者の人たちに手厚く軽減する措置を設けるというような形で国の方は準備してきたのですけれども、残念ながら間に合わなかったという形で、近々、6月の議会以降にそこの部分のところの見直しは行われる予定になってございます。

ですので、この第2段階の方、実際0.75の負担になっていきますけれども、これが国の方の今準備しているのは、0.5に置き換わる形に今、国の方ではなっております。

これが近々政令で出されるということになってございますので、今回、保険料の方を出させていただきましたけれども、消費税の関係、それらのことを含めまして、6月以降の議会に再度提案させていただけることから、このような形にもとりあえずさせていただいているところでございます。

なおかつ、それを早めに私ども知っていますので、それを今回の中で提案できないのかという形で、道、国の方に問い合わせた結果、それは罷りならんという話をいただいておりますので、今回、やむを得ずこういうような形にさせていただいたところでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） これまでも中札内村の保険料が、先ほどお話あったように、かなり低く抑えられてきていたのですが、その理由は、先ほどおっしゃっていただいたのでわかったのですが、その基金が今回も3,400万円のうち、2,400万円出す

と、ここも評価もできるのですけども、道の財政安定化基金等もあると思うのですけども、その辺の活用状況であったり、あと、結果として今回、標準のところでは200円アップということになるのですけども、やはり上がらないに越したことはないのですけども、保険料とは別に、実際介護サービスを利用するときに、これまでよりもちょっと負担軽減を行うだとか、そういうところで全体として抑制するような考えはあるのかなのか伺います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 今回、2,400万円を活用して200円に圧縮できました。といいますのは、もともと普通でいきますと3,700円の金額でございました。

それを2,400万円にすることによりまして、3,100円にというような形になってございます。

まだ基金のほかに、道からお借りすればいいだろうという今の意見ですが、道の方の基金をお借りしますと、返さなくてはいけないことになります。

返すということは、次の7期のときに、その部分を上乘せしてなりますので、保険料がその分、7期が上がってしまうというような形になりますので、その選択はやはりやめた方がいいという形で、現在のある基金のうちの2,400万円という形で設定させていただいたところです。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 介護保険制度でございますので、利用者負担は1割というそういう限定でございますので、介護サービスについては、その基準は守らなくてはいけないものだと思います。

ただ、介護以外のサービスも私ども準じた形でやらせていただいています。

例えば、いちげ荘の運営だとか、生きがいサービスだとかというような、介護を受けていないけれども、介護の心配のある方はデイサービスをやるだとかという、そういうサービスの軽減は、これまで同様続けていきたいなと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので質疑を終わらせていただきたいと思います。

議案第22号に対する討論を行いたいと思います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第22号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第13 議案第23号 中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 追加日程第13、議案第23号、中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令が、平成26年4月1日に施行され、道路占用料が改定されております。

村の定める道路占用料は、これに準じて定めておりますことから、平成27年度から改定料金に適応させるため条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、大和田施設課長、お願いします。

○施設課長（大和田貢一君） 補足説明を申し上げます。

現行の道路占用料は、平成21年4月に改正したのですが、国、北海道におきましては、今年度から改正された道路法施行令政令に基づき改正されており、これに準じ、本村においても改正をしようとするものです。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

黒ナンバー16、議案関係資料27ページをお開き願います。

新旧対照表の27ページから29ページまで比較してご覧いただきたいと思いますが、改定額は、道路法施行令政令の額と同額としており、近年の全国的な地価水準の下落を反映し、すべての占用料が減額改正となっております。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものといたします。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第23号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第23号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第23号、中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第14 議案第24号 中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 追加日程第14、議案第24号、中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

現行の河川占用料は、平成21年4月に改定しておりますが、その後の社会情勢の変化への対応や、公平・均衡の確保のため、北海道条例であります河川法施行条例の河川占用料金に準じて、村普通河川管理条例に適用される事項について改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、大和田施設課長、お願いします。

○施設課長（大和田貢一君） それでは、補足説明を申し上げます。

先ほどご決定をいただきました道路占用料金の電柱などの同種工作物の価格の近郊を図るほか、北海道の河川法施行条例に改正された項目を準じて改めようとするものです。

黒ナンバー16、議案関係資料31ページの新旧対照表をご覧ください。

31ページ下段に、土地占用料の第1種電柱から第3種電柱まで。

次のページをお開きいただき、第1種電話柱から、10の強化電線その他上空に設ける線類の占用料は、道路占用料と同額に改正を行います。

31ページに戻りまして、1の流水占用料、32ページの3、土砂採取料などは、北海道の占用料に準じた改正額となっております。

改正で該当する本村における占用許可物件は、電柱と電話柱での使用料のみと現在はなっております。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものといたします。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1点だけ教えてください。

土地占用料については、先ほど来から、地価が下がったのでということで、国、道に準じて、これ全部定めているから特に問題はないというふうに思うのですが、1番目の流水占用料、それから、3番目の土砂採取料その他の河川産出物採取料ということで上がっていますよね。

何かこういう要因だから、国、道は上げた、分かれれば教えていただきたいなというふ

うに思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） これまで本村においては、この辺の種類の工作物の占用というのは例がありませんが、今回、上がる改正になっておりますのは、諸般の物価とか人件費の高騰によるものと推測をしているところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

議案第24号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第24号、中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

1時から再開をさせていただきます。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を進めたいと思います。

◎追加日程第15 議案第25号 平成27年度中札内村一般会計予算について

◎追加日程第16 議案第26号 平成27年度中札内村国民健康保険特別会計予算について

◎追加日程第17 議案第27号 平成27年度中札内村介護保険特別会計予算について

◎追加日程第18 議案第28号 平成27年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について

◎追加日程第19 議案第29号 平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について

◎追加日程第20 議案第30号 平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（高橋和雄君） この際、追加日程第15、議案第25号から、追加日程第20、議案第30号までの平成27年度中札内村各会計予算について、6件を一括して議題にし

たいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、平成27年度各会計予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

予算編成の基本的な考え方は、第6期まちづくり計画のテーマである、ずっと住み続けたいまちづくりの実現のため、これまで行ってきた重点施策である子育て支援や定住促進施策をはじめ、暮らしに直結する安心・安全な生活の質的向上を目指し、健全財政を維持しながら、総計予算主義の原則に基づき編成いたしました。

一般会計は、平成26年当初予算との単純比較で対前年比12.2パーセントの増で、37億7,110万円の規模とし、五つの特別会計を合わせた合計は、対前年比10.6パーセントの増の49億9,230万円の予算総額に調整しています。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、最初に一般会計について、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） それでは、一般会計予算について、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー18番、中札内村各会計予算に関する資料をご用意いたします。

1ページをお開きください。

平成27年度の一般会計予算は、歳入支出それぞれ37億7,110万円を計上し、前年度当初と比較して12.2パーセント、4億970万円の増加となっております。

歳入歳出の前年度との増減要因や主な事業について、ご説明いたします。

はじめに、歳入ですが、目的別比較表で説明いたします。

1款村税は、固定資産税の評価替えの年で路線価などが下がったことにより、その他たばこ税の減などにより対前年比472万6,000円、0.9パーセントの減となっております。

2款地方譲与税は、自動車重量譲与税の決算の見込みにより300万円減で計上しております。

6款地方消費税交付金は、決算見込み額などから300万円の減額を見込んでおります。

7款自動車取得税交付金は、平成26年度の自動車取得税の改正により、1,000万円の減額を見込んでおります。

9款地方交付税は、前年比9,785万2,000円、6.1パーセントの増ですが、内訳として、普通交付税は16億9万円、前年当初予算比8,785万2,000円、5.8パーセントの増。

特別交付税は1億円で、前年比1,000万円、11.1パーセント増で計上しております。

13款国庫支出金6,522万9,000円、25.6パーセントの減は、前年度にがんばる地域交付金があったことなどが主な要因です。

14款道支出金7,269万1,000円、66.5パーセントの増加は、制度改正によりまして、多面的機能支払交付金について、国、道費分も村経由により交付することに

より増加するものであります。

17款、繰入金、2億2,087万円、612パーセント増加は、国営かんがい排水事業繰上償還分財源などで、財政調整基金へ繰入することが主な増加理由です。

20款、村債、8,740万円、48.9パーセントの増加ですが、農業農村整備事業債、公営住宅建設事業債、上札内消防開館建設事業債、学校教育施設等整備事業債の増加によるものです。

次に、歳出ですが、2ページの性質別比較表により説明いたします。

2の物件費につきましては、7,762万2,000円、8.2パーセントの増加で、委託料や賃金増加などによるものです。

3の補助費等につきましては、2億5,265万2,000円、48.8パーセントの増加で、負担金の主な増加は、繰上償還を行う国営かんがい排水事業負担金によるものです。

6の普通建設事業費は、9,782万円、31.1パーセントの増加で、主に公営住宅改修事業などによるものです。

次に、3ページから5ページにつきましては、補助金・交付金の一覧表。

6ページから7ページにつきましては、普通建設事業の一覧。

8ページから9ページにかけては、その位置図になります。

次に、10ページですが、この表は、各基金の26年度末及び27年度末現在高を見込み額で一覧にした調書であります。

次に、11ページから13ページにかけては、村税の明細書であります。

それぞれ参考にしていただきたいと思っております。

次に、14ページから50ページまでは、新年度予算の特徴的な事務事業の説明書となっております。

これらのうち、特に説明の必要のあるものにつきましては、審議時にそれぞれ担当課長からご説明いたします。

以上で、一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、国民健康保険特別会計を説明させていただきます。

黒ナンバー18番、予算に関する資料の51ページをお開きください。

歳入予算の目的別比較表です。

1款国民健康保険税は、1億2,667万1,000円で、前年対比468万6,000円、3.6パーセント減で見込んでおります。

2款国庫支出金は、療養給付費等負担金の減少に伴い、5.9パーセント減の1億539万5,000円を見込み、退職被保険者の医療費に対して交付される3款療養給付費交付金は、6.3パーセント増の2,881万円を見込んでおります。

前期高齢者の保険者間の負担調整のために交付される4款前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき、2,627万5,000円、31.6パーセント増の1億935万4,000円を計上しております。

5款道支出金は、26年度の財政調整交付金の交付実績見込みをもとに推計し、6パーセント減の3,162万7,000円を見込んでおります。

6款の協働事業交付金は、高額医療の財政負担軽減を目的に交付されるものですが、27年度より交付対象の医療費が拡大されるため、9,275万4,000円、181.4

パーセント増の1億4,387万9,000円を見込んでおります。

8款繰入金は、21.9パーセント減の8,473万2,000円を見込んでおりますが、主な内訳では、一般会計からの財源補填としての繰入額が26年度当初と比較して2,490万円減少し、1,900万円。

国保基金からの繰入金が40万円減少し、3,670万円となっております。

次に、歳出ですが、52ページをお開きください。

1款総務費で、50.2パーセント増の616万7,000円を見込んでおりますが、これは社会保障・税番号制度導入に伴い、国民健康保険システムを改修することによるものであります。

2款保険給付費は、前年度と同程度の3億6,419万6,000円を見込み、7款共同事業拠出金は、先ほど歳入でご説明いたしました高額医療の対象医療費拡大に伴い、8,308万1,000円、130.6パーセント増の1億4,669万5,000円を国保連合会の通知に基づき計上しております。

27年度の国民健康保険特別会計の予算総額は、15.3パーセント増の6億3,050万円としております。

なお、本予算案につきましては、過日開催された国民健康保険運営協議会において説明し、ご了承をいただいているところであります。

次に、後期高齢者医療特別会計について説明させていただきます。

59ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計は、全体で270万円、4.5パーセント増の6,230万円となっております。

上段の歳入ですが、後期高齢者医療保険料は、前年に比較して3.1パーセント増の4,337万3,000円で、2款国庫支出金は、社会保障・税番号制度導入に伴う後期高齢者医療システム改修費に対する補助金86万6,000円を計上し、3款繰入金はシステム改修費補助残分の繰入の増加に伴い、3.4パーセント増の1,805万6,000円となっております。

次に、下段の歳出ですが、1款の総務費は歳入で説明いたしましたシステム改修費用を計上し、53.4パーセント増の395万1,000円。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の増加により2.2パーセント増の5,773万9,000円となっております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、介護保険等、岡田福祉課長、お願いします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、引き続き、資料の53ページをお開きいただきたいと思っております。

介護保険特別会計について、説明させていただきます。

介護保険会計は、保険給付費の減により、前年に比して1.4パーセント減の2億4,640万円となっております。

それでは、歳入から説明させていただきます。

1款介護保険料は、1号被保険者を59人増の1,109人と見込み、介護保険料の改定とあわせまして、16.9パーセント増の4,205万1,000円を見込んでおります。

27年度の保険給付費につきましては、26年度の実績から居宅介護サービス、施設介

護サービスの微減を見込んで、3款国庫支出金は1.0パーセント増の5,770万4,000円を見込んでおります。

道支出金は、保険給付費の微減により、4.3パーセント減の3,419万6,000円を見込んでございます。

5款支払基金交付金は、7.4パーセント減の6,333万3,000円を見込んでおります。

7款繰入金金は、6.6パーセント減の4,905万9,000円を計上してございます。

次に、歳出の主なものですが、1款総務費においては、介護報酬の改正に伴うシステム改修や、南十勝介護認定審査会の費用など、1,196万7,000円。

2款保険給付費で、居宅介護サービス及び施設介護サービスなどの微減が見込まれることから、4.1%減の2億2,296万8,000円を計上してございます。

4款地域支援事業は、前年度2.7パーセント増の1,089万5,000円を見込んでおります。

次の54ページから56ページにかけましては、歳入歳出の内訳明細と、57ページには、介護給付費の推移を。

58ページには、保険給付費の推移及び内訳を載せてありますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、大和田施設課長、お願いします。

○施設課長（大和田貢一君） それでははじめに、簡易水道事業特別会計の概要について、ご説明をいたします。

予算資料の60ページをお開き願います。

まず、目的別比較表で主なものからご説明をいたします。

予算の総額ですが、1億2,730万円で、前年度対比3.3パーセントの減となっております。

歳入ですが、1款の分担金及び負担金は、老朽化した水道配水管路、流量計などの取替工事の実施により、更別村営農用水会計からの工事負担金が増となることから、前年度対比482万4,000円、22.3パーセントの増となっております。

2款使用料及び手数料は、平成26年度実績見込みから、9,100万円余りを見込んでおります。

4款繰入金は、基準内繰入の884万7,000円を計上しております。

次に、歳出ですが、1款の簡易水道費は、前年度対比235万9,000円、2.7パーセントの減となっておりますが、水道メーター購入個数の減、水道企業団負担金の減などによるものです。

2款共同施設管理費は、212万9,000円、8.6パーセントの減となっておりますが、修繕費の減によるものです。

次に、61ページをお開き願います。

歳出予算の性質別の比較表ですが、1の人件費は、職員3名分の人件費を計上しております。

2の物件費は、南札内浄水場管理人及び作業員賃金、施設修繕費、水道メーターの購入備品が主なものですが、前年度対比11.3パーセントの減となっております。

(6)の委託料、497万5,000円は、メーター検針費、ヴィレッジときわ野第4

次分譲地水道管布設設計委託などからなるものです。

3の受水費、水道企業団負担金2,852万7,000円ですが、基本料金の値下げにより、前年度対比206万円、6.7パーセントの減となっております。

5の普通建設事業費1,901万9,000円は、流量計などの取替修繕の実施により、261万9,000円、16.0パーセントの増となっております。

7の簡易水道事業基金費は、今後の水道施設の維持補修に備え、利子を含め750万1,000円の積立を見込んでおります。

第4次分譲地と流量計等の取替工事に係る詳細は、62ページに事務事業説明書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、公共下水道事業についてご説明いたします。

63ページをお開き願います。

予算の総額は、1億5,470万円で、前年度対比7.1パーセントの減となっております。

歳入の1款分担金及び負担金93万6,000円は、水洗化に伴い徴収する負担金ですが、平成26年度までの実績により、70万8,000円、43.1パーセントの減としております。

2款使用料及び手数料は、前年と対比、ほぼ同額の5,437万9,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は、交付金事業が委託だけの事業でありますことから、前年度から大きく縮減し、240万円の計上としております。

7款村債も国庫支出金事業に伴うもので、140万円の計上としております。

次に、歳出ですが、1款総務費2,144万3,000円は、宅地分譲地などの大型工事がなく、前年度対比1,499万2,000円、41.1パーセントの減となっております。

2款浄化センター維持管理費3,800万1,000円は、電気料金の値下げ、施設暖房機の更新などにより、前年度対比311万5,000円、8.9パーセントの増となっております。

次に、64ページをご覧ください。

性質別の比較表ですが、1款の人件費は、職員1名分を計上しております。

2の物件費、(4)委託料3,326万6,000円は、浄化センター維持管理委託費、脱水汚泥堆肥化処理委託費、ヴィレッジときわ野第4次分譲地の下水道管渠布設設計委託費、浄化センター中央監視装置更新実施設計などの内訳となっております。

第4次分譲地と浄化センター中央監視装置設計費の内訳は、64ページ、事務事業説明書により添付しておりますので、ご覧いただければと思っております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りをいたします。

議案第25号から議案第30号に係る平成27年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出予算の6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思っております。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第30号に係る平成27年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出予算の6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで、審議を進めることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

審査の方法は、予算審査順序に従い、最初に一般会計の歳出予算を審査し、次に、歳入予算全般を行い、引き続いて、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の順に進め、最後に全般的に審査を行いたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

それでは、一般会計の歳出から審査を進めてまいりたいと思います。

一般会計の審査順序については、1款、2款をまとめて。

次に、3款、4款、5款をまとめて。

次に、6款、7款、8款をまとめて。

その後、9款、10款はそれぞれに。

11款、12款、13款、14款を一括して行いたいと思います。

各款の大まかな概略についての説明を受けた後、各議員の質疑を受けたいと思います。

なお、質疑にあたっては、該当するページを述べていただくとともに、審査をスムーズにするために、1回の質疑は3問程度とするようご協力をお願いしたいと思います。

それでは、1款議会費、2款総務費の概略説明をお願いいたします。

阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 1款議会費と2款総務費の予算概要について、説明いたします。

特徴的なもののほかは、予算に関する資料により説明させていただきます。

はじめに、予算書の47ページをお開きください。

予算書47ページ、説明欄中段、研修費のフォローアップ研修講師謝礼16万円は、主査以下を対象に、自らの立場、使命、役割など再認識をする研修を行おうとするものです。

次に、48ページをお開きください。

説明欄中段の財産管理費、13節地籍修正委託48万6,000円は、上札内消防開館建設予定地の確定測量を行うものです。

次に、55ページをお開きください。

広報作成費の18節、備品購入費25万円は、平成18年度に購入した一眼レフカメラを更新するものであります。

それでは、次に、黒ナンバー18番、予算に関する資料の事務事業説明書により説明いたします。

14ページをお開きください。

下段の非核平和宣言制定20周年企画事業は予算額61万円で、村内児童生徒の平和絵画展、ピースアクションとして村内の方々に折り鶴制作を呼び掛け、広島平和記念式典に中学生2名が参列し届ける、また、平和を願う絵本の読み聞かせなどを行うものです。

15ページ上段、街路・防犯灯取替工事は予算額1,034万5,000円、水銀灯を

省エネ灯具に取替えが30基のほか、保健センター横、南2丁目駐車場と道の駅からときわ野団地までの道路沿いに、新たに6基の防犯灯を電柱架設などにより設置するものであります。

15ページ下段の社会保障・税番号制度への対応については、予算額1,286万3,000円で、いわゆるマイナンバー制に対応するシステム改修を行います。

歳入といたしまして、人事給与システム改修に伴う補助金はございませんが、そのほかにつきましては、3分の2から10割の国庫補助金がございます。

16ページをお開きください。

上段の地方公会計制度に係る固定資産台帳の整備につきましては予算額407万2,000円とし、村が所有している固定資産の台帳整備を行い、地方公会計制度及び公共施設等総合管理計画策定の対応を行ってまいります。

下段の地域公共交通対策事業は予算額879万6,000円、村内の生活のための交通手段を確保するため、生活交通確保対策補助金は上札内間の乗り合いバス、地方バス路線維持対策補助金は十勝バス、広尾線に対する補助。

地域公共交通会議は、昨年に引き続き、生活弱者に対する交通手段の検討を行ってまいります。

17ページの上段、男女共同参画の推進は、予算額99万5,000円で、本年度は、男女共同参画に関する図書、雑誌の購入を追加しております。

下段のふるさと納税の推進につきましては、予算額28万円、寄附者へのお礼の特産品を少し改めまして、1万円の寄附者には3,000円相当、2万円以上の寄附者には5,000円相当の特産品を贈るものでございます。

18ページ上段の美しい景観づくり推進事業は予算額82万円で、美しい景観づくりのため、景観まちづくり委員会の意見やアドバイザーの助言をいただきながら、児童らに対する景観学習の取組み。

日本で最も美しい村連合への加盟検討など、景観を守る育てていくための取組みを進めてまいります。

下段の人材育成事業は、予算額23万7,000円で、2年目のまちづくり塾を活動支援いたしてまいります。

19ページの下段、とかちアーティスト・イン・レジデンス事業は、2年目の事業になりますが、予算額50万円で、海外の若手アーティストと地域の人材育成を目的に、実行委員会により実施されるもので、中札内村での開催に対して補助を行うものであります。

以上で、1款、2款の概要説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 1款議会費、2款総務費の概略説明が終わりました。

それでは、その1款議会費、2款総務費、39ページから67ページまでの質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） まず3点ほど。

ちょっと予算とは直接関係ないのですけども、先般、執行状況報告を受けました。

その中で、国のまち・ひと・しごと創生法に基づく戦略の策定、これをつくって本部を立ち上げた。

ワーキンググループも設置したということですが、このグループはどんなメンバー

で立ち上げたのか。

確か10月ぐらいまで計画をまとめたということ、5年の戦略計画ですかね。ということだと思うのですが、この中で、執行方針の中では、公共施設等総合管理計画と併せて策定するとしていますが、それとこの関係はどういう関係あるのかなと思って見ていたのですが、何か関係あるから執行方針の中で出ているのか。

最近、新聞なんかでもよく出ているのですが、ほかの町では住民の人が入って、そういう計画にかかわるとか、委員会の中に入るとか、何らかの機会に住民の声を聞いたり、そんなことで最近新聞に出ているのですが、そこら辺の考え方どうなのかなと。

あと、この資料の15ページ、社会保障・税番号制度への対応、マイナンバー制度ですかね。

これとは関係ないけど、この中に事業期間ってありますよね、中ほどに。

この部分については、複数年出ているのですが、多くの資料では、事業期間が載っていないのがかなりあるのですよね。

せっかくの資料ですので、今回は別として、次年度からこういったのも入れてもらうとより参考になるのかなと思いますので、一応質問というか、言わせてもらいました。

このマイナンバー制度、かなり経費をかけて昨年からはやっていますが、最近テレビのコマーシャルで、10月にあなたの番号が表示されますとか、そんなのがちょくちょく目に入るので、これどんな、何かカードで来るものか。

そこら辺、住民に対してどんな形で番号教えてもらうのか。

制度が動き出したら、一般の住民はどのように窓口の手続きが簡素化になったりするのかな。

あと、マイナス面というか、個人情報の漏れとかプライバシー、これらの侵害が心配されるという面も出ているのですが、そこら辺の考え方ですね。どのように対処していくのかということ。

あと、もう1点、次のページで、公会計制度が変わるとか、複式もやるということで、これは法律でやらなければならないということになって、今回予算措置されたのですが、国からの財源措置というかな、これがないのか、一般財源全部がそういうことになるのか。

あと、具体的に台帳の整備委託ということで400万円ほど出ていますが、具体的に、村の土地建物を評価は今されていないけど、それらの評価作業のための委託ですかね、そういうことなのかな。

そこら辺の中身ですね、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 3点ご質問ありました。

まず1点目の、まち・ひと・しごと創生法にかかわる地方版総合戦略の策定ですが、本部につきましては、役場の課長職を委員として選定しました。

ワーキングメンバーにつきましては、各課から2名の推薦をいただき、村長が指名する形をとってございます。

ですから、ワーキンググループは、二つのワーキングチームをつくらうとしております。まち部会と、ひと・しごと部会、二つになります。

それぞれ各課1名ずつの推薦をいただきますと、一つの部会は6名の職員になっております。

職員につきましては、補佐以下という形となっております。補佐から主事までそれぞれ入っております。

公共施設等整備計画との関係につきましては、公共施設等整備計画を策定いたしますと、その後の財政的な優位な面等がございますので、その辺を見込んで、この計画を策定していくという念頭で執行方針等にも記載しております。

住民の声につきましては、この地方版総合戦略につきましては毎年度評価していかなければなりませんので、その辺につきましては、総合行政推進委員、この委員会にこの役割を担っていただこうと考えております。

続きまして、2点目のマイナンバー制度についてでございますけども、中札内村における住民に対しての周知につきましては、広報4月号において周知してまいります。

そして、制度自体は、住民に対して、27年10月にマイナンバー、個人ナンバーが通知されますので、その前までに情報が来次第、周知する考えでございます。

メリット・デメリットにつきましては、メリットにつきましては、これまでの納税ですとか年金ですとか医療に関する手続きが簡素化されて、行政サービスの向上が期待されるとされています。

具体的に申しますと、確定申告時に控除証明等の添付が不必要になるという形です。

あと、デメリットにつきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、個人情報が出るとの懸念がございます。

割振られた番号につきましては、変更はありませんので、一旦情報が漏洩いたしますと、いわゆるなりすましなどの被害が多発する懸念が今のところございます。

この辺につきましては国の制度ですので、実際、実施までにはある程度解消されると見込んでございます。

最後、3点目ですけども、公会計制度についてです。

これにつきましては、議員おっしゃったとおり、村の財産等について評価していくようになります。

平成27年度、国、道からの補助金は、この事業についてはございません。

村において委託するような形で資産の評価等を行い、固定資産台帳の作成を行ってまいります。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 今の関係、法律でやらなければならなくなったということで、にもかかわらず財源措置がされないというのはちょっとどうなのかということも、ちょっと心配というか、矛盾しているなというふうに思って今聞いていたわけですけども。

今は単式簿記というか、公会計そういう形ですけど、これが将来的には複式のそういうふうになっていくということなのか。ずっと並行してやっていくということなのか、そこら辺。

今も毎年一応はやっていますよね。国の何かあれに基づいて、あの程度のことを今回やろうとしているのかね。

そこら辺ちょっとどうなのかなってちょっと思いますので、そこら辺もうちょっと詳しく説明してほしいなと思います。

あと、マイナンバー制度、個人情報の流出というのかな、何かアメリカでこの種の犯罪随分多いというふうに何かで見ましたけども、国の制度ですので、村がどうこうということもなかなかできないのしょうけども、ここら辺の制度を運用していくのに十分注意し

てほしいなと思います。

10月にカードが知らされると、カードが来るのですかね。制度が実際動き出すのが、ちょっと遅れるのでしょうかね。

そこら辺、大まかなスケジュールでもちょっと教えてほしいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 先にマイナンバー制度についてご説明申し上げます。

マイナンバー制度につきましては、今年の10月に各自個人番号の割振りが通知されまして、実際利用開始が28年1月からになっております。

28年1月というのは、順次できるものから利用開始となっております。

そして、またその1年後に、29年1月から国の機関間の連携が開始され、地方公共団体との連携開始は、今のところ平成29年7月からになっております。

公会計制度につきましては、ちょっとお時間いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） さっき、質問するのあれでしたけども、創生法に基づく関係ね。

以前というか、議会開会の日かな、議員も理事者も一緒にDVDを見ましたよね。

ちらっと、これは見たか見ないか国の報告することになっているということで、多分見たから見たと報告したのかもしれませんが。

今日の新聞、ある町の町長の談話がちょっと出ていまして、非常にそれに対して違和感があるだけ、子ども扱いにしているとか、そんな話ちょっと出ていましたけどね。

村長それに対して、村長多分見たかなと思って見ていたのですけども、コメントがあれば、ちょっと述べてほしいなということと、これを見ないって出したら何か制裁というか、何かあるのでしょうか。

あれを見ていて、ちょっと話聞いて、違和感を僕も持って聞いていたのですけども、そこら辺、何らかの文書が来てると思うのですけども、そこら辺、どんな文書が来たのか教えてください。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 外に漏れなさそうなので、本音も含めてちょっとお話させていただきますと、執行状況では、期待をしないということではないのですけども、今までも言われているように、いろんな形で地域創生という名前でもなくとも、やっても来ていましたし、当然としてそれぞれの市町村、そのことを常にやってきているものですから、突然名称を変えてといいましょうか、その裏財源がどうもはっきりしないまま、非常にスタートしていることについては違和感、私自身もありますし、そういうコメント含めて、子ども扱いでしたか。というか、国より考えてるぞということを多分言いたいのだろうというふうに思いますし、賛同までいきませんが、非常にわかるという意見だなというコメントとすれば、そういうことかなというふうに思います。

ただ、これだけ国が本腰を入れて、内容が不透明だということはあるのですけども、できるだけこちらが強かになって、利用のできるものは、計画あたりも使えるものを探しながらやることは、最大限努力すべきというこういうスタンスでありますので、ちょっと前半は賛同する部分もありますし、そういった類のアンケート調査も来て、多分そういった傾向が全国的には出ているのだろうなというこんな感じがいたします。

○議長（高橋和雄君） 見たか見ないかの罰則等の関係はどんな書類が来てるのか。

阿部総務課長。

○**総務課長（阿部雅行君）** 今朝の道新に出ていたのは、うちの村で言えば、議員の皆さんがその席に座っていただいて、こちらで見ていただいたのを、議員も見た、首長も見たというふうに報告しております。

見なかった場合の罰則規定は来てございません。

報告だけになっております。

○**議長（高橋和雄君）** そのほか。

5番黒田議員。

○**5番（黒田和弘君）** 今の関係ですけれども、執行方針の地方版総合戦略ということで今も出ましたが、施設の効率的な管理運営を目的とした公共施設等総合管理計画を策定しと、こういうことで載っているわけですね。

それに必要だということで、先ほど来、説明があるように、公会計制度の固定資産税の台帳整備と、これもやるのだよということで407万2,000円ですか。予算計上されているわけですけれども、この施設の効率的な管理運営を目的とした公共施設等総合管理計画というのは、意味あって計画していくのだと思うのです。

それで、あまり使われていない、例えば、極論ですけれども、施設については効率出ないから廃止するとか、そんなことを言っているのかなというふうに思うのですが、どういう確たる目的でお金をかけてこういう計画をしてという、そのことをあわせて聞かせていただきたいなというふうに思います。

それから、2点目で財産管理関係ですが、宅地分譲のことです。

それぞれ、ときわ野第4次の分譲宅地も開始するということですが、私の言いたいのは、ノースヴィレッジ興農ですか。あそこは8区画、確か2、3年前に分譲しているというふうに思うのですけれども、今なお、1戸は建っていますよね。

後については一切売れないというのか、そんな状態なのですか。

それで、付近の住民というのか、そこも単身のアパートというかな、そんなことが多くて、区の班活動という、そんなことに独身の人はあまり出てこないということで、ちょっと困っているようです。

よって、あそこずっと7区画ともほとんど空いているものですから、果たしていつ売れるのだろうかということで、付近の住民は結構気にしているのですね。

ですから、そこら辺、売れないということですから、人気がないということだと思うのですけれども、その辺を村としてどういうふうに実態を押さえているのか。

もう1点は、いつかちょっとわからないのですが、東1条通りがずっと普及所のところまで通じているのですが、その区間だけ、こっから東1条通りが真っすぐ行っていないというのかな、そんな道路整備というのですかね。

行ってみると、大体道路整備ができていますけれども、そこら辺のちぐはぐな感じがあるから、それらの道路整備については、将来というのか近年というのか、そんなことで村としてやりたいというそんな発言が行政区であったように聞いているのですが、細かくは私も確認はしていませんけれども、そんな影響もあり、そのほか、どういう原因で1戸しか売れていないのかなということ、やはりときわ野と同じように、やはり1戸だけでなく、半分、それなりの売れることを聞くべきでないのかと、考えるべきでないのかなというふうに思うのですが、とりあえずその2点について回答いただきたいなと思います。

○**議長（高橋和雄君）** 火山副村長。

○**副村長（火山敏光君）** それではちょっと私の方から、やり取りの整理を少しさせてい

ただいた方がわかりやすいかなと思いますので、お話をさせていただきたいと思います。

まず、地方版総合戦略の関係と、公共施設の総合管理計画の関係でございます。

地方版総合戦略は、もうすでにご存じだと思いますので省略をさせていただきますが、目処としては、先ほども出てございましたように、それなりの合意形成を図るためには、当然議会の皆さんにもご説明をさせていただく必要があるというふうに思いますし、ご指摘いただいておりますが、総合行政推進委員会も立ち上げます。

そういったところにも、方向性として明示をしなければならないというふうに思っています。

問題は、これの計画期間が5年間です。

5年間の中に、今申し上げましたように、まち・ひと・しごと、例えば定住であるとか、地域の雇用対策であるとか、あるいは子育て支援だとか、そういうことを盛り込みます。

5年間でございますから、その中で、関連してまいりますのは、公共施設の総合管理計画というふうに申し上げましたけども、これが直接リンクしなければだめだということではないのですが、例えば、施設を一体的に使おうとした場合に、今二つあるものを一つにすると。その新しいものを建てる、あるいは古いものの有効活用についても、財源の確保がかなり広まってまいります。

したがって、地方版総合戦略だけではなかなか確保できないような財源確保について、こういった計画をつくって、施設を有効かつ効率的に運営しようとした場合に、違う交付金、交付金はちょっと今想定されませんが、うまく交付金を使ったり、あるいは、地方債、これも交付税の元利償還金の反映があるようなもの。

こういうものも想定ができますので、総合的に財源確保も含めて、全体を見ていきたいということで、単に地域戦略だけをやる、公共施設総合管理計画だけをつくるということではなくて、まちづくり全体を見た場合に、そういう選択肢を広げながら、総合的に方向性を検討しながら計画をつくっていきたいということが基本でございますので、ちょっとそこだけ押さえていただくとわかりやすくなるかなと思いますので、説明をさせていただきます。

それと、先ほども出ていますけども、固定資産台帳、これについては、この今二つの問題ではなくて、公会計システムのための固定資産台帳の委託ということで。

概要だけ申し上げますと、単式簿記自体は変わりません。

年度決算を、今も3指標を国の基準で健全化シートとか出していますが、これがより具体的になります。

というのは、決算統計と言いまして、決算が終わったものを分類するのですが、それに、今までは、もうちょっとはっきり言いますと、民間企業がやっております貸借対照表、これと同じように、貸方と借方に資産も入れて、トータルでどういう財政運営ができていくのか。

財政の効率化が果たされているのか、将来的な財政負担がどうなるのか。

そういったものをきちっと明示するというのが公会計システムの一つの目的でございますので、自治法でも定められているように、単年度予算の執行という、これが根本的に変わるということは、今想定されてございませんので、そういった状況だということをお答えをさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 宅地分譲の関係ですけれども、議員おっしゃった通り、現在、ヴィレッジ興農につきましては、8区画中7区画がまだ契約売買されておりません。

売買にあたりましては、ときわ野第3次分譲と同様な扱いを行いまして、懸垂幕にしろ、PRにしろ同様に行っているのですけれども、実際、街中の商業体系が南側に位置していること。それと、ときわ野団地自体、新たな分譲地という形で、賑わいを見せている点。そういう観点から、建てる人がどうしてもときわ野の方に選んでいる実態でございます。

売る方の努力といたしましては、これまでは同様な扱いしてはいたけれども、さらに、もう一步踏み込んだような形で、何ができるのか。

例えば、モデルハウス等うちの方にできるのか、いろんな観点があると思います。

そこら辺をちょっと検討して、ヴィレッジ興農、残り7区画ございますので、そちらの方を販売に力を入れていきたいと思っております。

若干議員おっしゃった通り、道路の面につきましては、直接住民の方から意見は聞いたことはございませんので、実際それが影響があるのかどうかは、ちょっと今の時点ではわからない状況です。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） まず、公共施設の総合管理計画。大体話はわかりました。

5年の計画を立てるといことなのですけど、年度内に計画が出来上がるのかな。

その辺、あとで答えていただきたいなというふうに思います。

それと分譲の関係ですけれども、道路の関係は、冒頭、質問した通り、私もきちっとは押さえてはいないのですが、付近の方が言っていたのは、あそこの区の方に何らかの道路整備の見通しというのかな、何か話されたと言うのだね。

それ一体、いつでどうなのかなというようなことも言っています、そのことが、見ると、ときわ野みたいに道路整備されていないものですから、道路はついているのですよ。

だから、その辺の整備がなされると、またすっきりとなって、あそこの環境整備ができて、分譲宅地が売れることになるのではないのかということと、今、総務課長の方から、モデルハウスだとか何ができるのかも含めて、売れるようなことにつなげていきたいというそんな答弁があったのですが、併せて、確かにはときわ野に比べたら、興農よりもときわ野の方がいいということで、そっちが空いているから買うのだと思うのです。

併せて、それから見ると、坪単価が適正だと思うのですけれども、そっちの方の魅力があるからときわ野を買うので、そういう坪単価も下げるなりして、何せ2年、3年、全然住宅が建たないということは、付近の住んでいる人たちも気にしているので、ぜひ、あそこが早く売れるような努力をしてもらいたいものだなと。

併せて、今申し上げました道路の関係ですね。

それが事実かどうかちょっとわからないのですが、さらに一言答弁をいただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 公共施設等総合管理計画につきましては、地方版総合戦略とあわせたような形で整合性がございますので、10月ぐらいを目処に作成してまいりたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 東1条道路の整備のことで、住民の方とお話をしたことがあるのは、昨年行われた村おこし懇談会の席で、道路の整備の計画があるのですかという

ご質問いただきました。

道路整備については計画はございませんけれども、ヴィレッジ興農の宅地割をしたときに、用地として道路を真っすぐにできる用地を確保して宅地分譲しているということで、将来的には道路を真っすぐにすることは可能なのですよね。

ただ、今の段階ではまだ具体的な計画がありませんので、考えられることとすれば、将来的にあそこの道路を、道路改修にあたっては、そういったことも加味しながら改修を行えるという、そういう現状にあるということのお話はさせていただいた経過がございます。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 坪単価を下げるというのも一つの手法かと思いますが、先に購入されている方がいらっしゃいますので、その関係との均衡を取るためには、ただちに下げるといふわけにはいかないかと思えます。

しばらくは、今の価格で販売を続ける考えでおります。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 道路整備の関係ですけれども、行政区の方に知っていればいいのですけどね。

何か、あれ以来全然わからないような話なので、その辺、再度、それについては行政区の方にこうだよということを周知していただければ、なお区民の皆さんもわかることかなというふうに思いますので。

そんな声聞きましたので、改めて区の方に連絡してもらったらなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋和雄君） ご意見として承っておきたいと思えます。

そのほか。

20分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時20分

○議長（高橋和雄君） まだちょっと早いのですが、皆さんお揃いになりましたので、会議を続けさせていただきたいと思えます。

1款の議会費と2款の総務費の質疑を続けさせていただきます。

質疑はございませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、予算資料の15ページの、今何人かの議員からもあったのですが、いわゆるマイナンバーにかかわって、情報漏洩の問題が質問されていましたが、先ほど答弁の中でも、万が一そのなりすましなり、漏洩された場合、そのナンバーに代わる新たなナンバーの発行というのでしょうか、何かそれも今はなされないような状況にあるという答弁もあったと思うのですが、それに加えて、昨年だったと思えますけれども、関連する予算上がったときにも、何か国の漏洩に関する対応がまだまだ不十分なのだというような話もあったと思うのですが、実際の利用は来年1月、そして国との考えると、再来年7月ということなのだと思いますけれども、それまでにその辺の対策がきちっとなされる補償が現在あるのかどうか。

その辺一つ伺います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） マイナンバーシステムの関係ですけれども、今現在において、来年1月に制度が適用になるとなっておりますので、今は心配される番号の漏洩ですとか、そこら辺は何ら解決されると思っております。

ただ、今議員おっしゃった通り、具体的な方法というのは、まだこちらの方に情報としては届いておりませんので、そういう情報があれば、住民皆にかかわることですので、広く広報などを通じて周知していきたいと思っております。

今のところ具体的な手法というのは、こちらの方には来ておりません。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それで間に合えばいいのですけれども、万が一間に合わなかった場合、村としてちょっと先送りするだとかということもありうるのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 前のそのような形で、国の統一された行動に対して入らないという自治体がありました。

その入らないというのも一つの手法ではございますが、今のところは、それを想定した、中札内村は考えておりません。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 何点か質問させていただきます。

まず最初、49ページの街路灯・防犯灯の設置工事についてなのですが、街路灯の取替えについては、省エネの電球に取替えることなどは計画的に行われていて、今年も行われるのかなというように思いますけれども。新たに西2条南2丁目、駐車場2基ということが資料の説明にありますし、その次の東1条南8丁目付近、道の駅からときわ野団地にかけて4基ということの説明がありますけれども、具体的にどこの場所になるのかなというようなことがちょっと見えないものですから、説明していただきたいのと、私もこの駐車場というのは、たまたま保健センターの前の駐車場かなと思いますけれども、あそこで私も住民から、あそこが暗いというようなことが言われていたので、その場所かなというようなことを確認させてください。

それと、これに対する設置する費用が幾らなのかなというようなことをお聞きいたします。

その次に、57ページのふるさと納税について、ちょっと詳しくお聞きしたいなというように思います。

昨年は1万円以上については2,000円相当の特産品を贈っているというような内容だったのを拡充して、少し特産品の値段を上げて贈るというような内容かと思っておりますけれども、そこで今、本当に十勝管内でもこのことにすぐく力を入れている市町村、また、村内市町村の格差があるかなというように思いますけれども、すぐく活発的にやっているところは本当に、全国3位というぐらいにこの成果を上げているところがありますけれども、それに対しては、私もあまり行きすぎかなというような考え方はありますけれども、やはりそういうような、何となくそういうふるさと納税の特典をちょっと利用しようという人も中にはたくさんいるので、それを利用するというのも必要かなと思っておりますので、ちょっと見直しする必要がある、これ以上に見直しする必要があるのではないかと、今、

去年は報告にあったのは、何件かありましたよね。

中札内で62件で280万円の寄附者があり、寄附金がそのような報告がありましたけれども、そこで、寄付された地域ですね。地域が、例えば、北海道が何人ぐらいの寄附者がいたのかなということをお教えいただければと思います。

それともう1点、58ページになりますけれども、まつり振興補助金というのがありますよね。

これも去年と同じような補助金内容で提案されていますけれども、このまちづくりについては、説明書にいくと、今のところ三つの事業に対して補助をしているというようなことがあるのかと思いますけれども、この補助をする基準になる、どういう基準でこの助成をしているのか。

そして、今後、今、新聞等なりで見ますと、新たなまつりというか、盆踊りを計画しているところがあるようなのですけれども、そういうことが出てくると、どのような助成をするのか。全くしないのか。

そういったところをお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 紅露総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（紅露弘幸君） 私の方から、街路灯関係について、ご説明させていただきます。

はじめに、保健センター横の駐車場2基設置を予定しておりますけれども、駐車場で、今現在道路側を照らしている関係で、駐車場内が暗いというようなご指摘もありまして、主に道路側から駐車場へ向けた照明器具を付けたいと考えております。

あと、新設6基のうち4基ですけれども、これは道の駅バス停からときわ野団地に通学あるいは通勤、また、買い物等で利用される方から、ちょっと暗いのではないかなというようなご指摘もありまして、主にカーブになっていますけれども、その辺に付けるのと、あと、信号を渡ってから団地内の入口までに1基付けたいと考えております。

なるべく工事費削減ということもありまして、北電柱を利用したテング方式を4基、これは1基当たり大体36万円ほどかかります。

あと、そういった場所がない場所については、ポール自立型を予定しております、これについては大体75万円ほどを予定しております。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） ふるさと納税の関係について、ご説明申し上げます。

ふるさと納税につきましては、27年4月から寄付の限度額が2倍になりまして、さらにこの特産品を競う自治体が出てくるかと思えます。

ふるさと納税自体、本来の趣旨から言いますと、その地方を応援する、出身地を応援する、そのような趣旨でございますので、その特産品の過熱の中には、私どもは入るつもりは今のところございません。

ただ、現状、限度額が2倍になった。

そして、今、上士幌にしる特産品を競っている団体につきましては、多くの寄付が来ますので、ある程度のことは考えなければならぬと思ひまして、27年度からは、中札内村につきましても2区分、そして、特産品の額も、多少ですけどもグレードアップいたしました。

今のところ、27年度はこのような考えで進めてまいる予定でございます。

昨年度、どのような地域から寄付を受けたかということなのですけれども、62件のうち、

十勝管内は10件ほどです。

そのほかは、首都圏、東京、大阪、愛知、さまざまでございます。

ほとんどが首都圏からになっております。

一昨年と比較しますと、約4倍の件数になっております。

次に、まつり振興補助金についてですけれども、これにつきましては、補助要綱を定めまして、その基準に応じて支出してございます。

具体的な対象を簡略に申しますと、村で開催され、村民及び村内の団体が主催しているもの。参加者を限定しないもの。そして、補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内としております。

26年度につきましては、これまで商工青年部、婦人部、商工会、そして上札内、この三つの団体に助成しています。

27年度についても、この100万円というのは、この3団体を想定してございますが、今、盆踊りの動きがございますので、それにつきましては、もし実施していくような形になれば、補正という形を考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 街路灯についてはわかりました。

私の住民からの意見の中の駐車場に対する灯りが欲しいというようなことに対しての解消ができるかなというように理解いたしましたので、住民も喜ぶのではないかなというように感じました。

それとあと、ふるさと納税なのですけれども、道内が10件ぐらい、道外がそのほかということで圧倒的に道外が多いということになりますよね。

そうしますと、やはりもう少し工夫をすれば、何か、特産品ではないのですけれども、そういう町だったら行ってみたいというような気持ちになることも想定できるのですよね。

それで、特産品だけを贈ってどうのこうのというのではなくて、町をアピールする、例えば、写真集だとかそういうようなものを作成して、そして、それと同時に、特産品を付けて出して、こういう村ですけれどもというような形でPRすること。

それとまた、体験をしに来てください。そして、例えば、フェーリエンドルフ休暇村に泊まっていたら、中札内を見学してもらおうというような、そういうようなスケジュールも一つは組むというような。

ただ特産品だけ贈って終わるのでなくて、そういうような工夫。

また、子どもさんいる家庭でしたら、カヌーを経験するとか、トラクターの試乗をするとかというそういうような体験型のことができるようなそういうような工夫がされれば、それを中札内のPRにもなるし、そういうようなことで来ていただけるというか、寄付していただけるのではないかなというように思いますし、前回の予算でも、このときにたまたま簡素化するのにコンビニからの寄付の手続きができれば楽ではないかなというようなことがあったかと思うのですけれども、それに対してどのように進歩があったのかということをもう一度お聞きいたしたいと思います。

あと、まつり振興事業に対する経費というか、補助金の基準についてはわかりましたけれども、例えば、今回予定されている盆踊りなどでしたら、規模が大きくなる可能性もあるので、それに対しても、やはり基準は3分の2ぐらいの補助というような考え方になるのでしょうか。

その点についてお答えください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） ふるさと納税の件ですけれども、ふるさと納税につきましては、村は特産品のお返しを出していない以前から、村のふるさと通信、併せて村を紹介した観光パンフ等をお礼文と一緒に渡して、村の紹介、村のPR、村を応援していただくような形で寄付していただいた方に出してございます。

そして、昨年から特産品を渡すようにしてはいますけれども、特産品とあわせて、今までやってきたことを行っております。

ただ、先ほど議員おっしゃっていたように、具体的な中札内村に來れば、何月に何ができる、どこで何ができる。そこまではちょっと行ってはおりません。

観光パンフ、関係する施設のちらしですか。そのようなものを贈っていました。

2点目のコンビニ納付はどうかということですが、ふるさと納税、全国津々浦々やっておりますが、インターネットから確認いたしますと、コンビニ納付やっているのは、1,000以上の団体あるうち九つの団体しかやっておりません。

なぜ普及していないかといいますと、コンビニ納付の場合は、所定された納付書の印刷が必要になってきます。

併せて、OCRという読み取りの機械も必要となってきます。

寄付以外にかかる経費が多すぎることから、コンビニ納付は増えていないかと思えます。代わりに、クレジット納付というのがございます。

そちらは検討する価値があるかなと思っております。

今、村はまだ導入していませんけれども、検討の余地はあるかなと思っております。

次のまつり振興補助金ですけれども、今のところ要綱に定めた3分の2を考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） ふるさと納税のことなのですが、大体内容はわかりましたし、以前からも中札内のPRのパンフレットなどは贈っているということなのですが、私の言ったのは、そういう企画も考えてみてはどうかと思うのですよね。

ですから、検討していただければなと思えますし、PRの中には、例えば、インターネットを見ますと、ただ、特産品では中札内はどういうものがあります。どこの村はどういうものがありますというような内容なのですけれども、PRの方法としては中札内の動画的な、行事や何かの動画的なものを、そのところでPRすることによって、今言ったような体験型の事業も、ああ、行ってみたいということにつながるのかなと思ったので申しましたけれども、そのことについて検討していただければと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聞いておきたいと思いますが、それに対して何か答弁ありますか。

意見として止めておきたいなと思っております。

そのほか、ご質疑。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1点お願いしたいわけですが、住所表示の改正の関係です。

この関係については、私の方から、最初は平成24年の12月に1回、さらには昨年9月に2回目の一般質問をして、内容についてはおわかりかなというふうに思うのですが、これについては、私も一般質問した趣旨というのは、昭和61年ですか。やった後、26年余り経った中で、依然と畑の地番の古いままになっているところがあるということが関係する住民からあったものですから、私も強く取り上げて、2回一般質問したと、こうい

うことでございます。

先日の12日の一般質問で、同僚議員から質問した形で話は聞いておりました。

それで、アンケートの調査票ですか。住民からこういう形で村の方から来たというものをを見せていただきました。

それを見ますと、平成27年度、28年度の2カ年で改正作業を行う予定だと。

1年目については、調査確認、素案作成、対象地域村民への周知。

2年目は、改正に向けた具体的な作業と。

そして、28年の秋には字名改正を行う予定であると、こういうことで住民へのアンケートかな、出していますよね。

それで確認したいことは、平成27年度、今申し上げたとおり字名改正をする具体的なそういった作業に取り組んでいきたいというこんなことですよ。

それで、昨年9月かな、そのときも村長と大分やり取りしましたけども、最終的に平成27年の実施に向けて努力をしたいと、こういうことで答弁をいただいているのですが、27年度のこの予算書を見ると、どこにどう位置づけされているのか。

あるいはまた、執行方針ですか、それでも全然謳われていないと、こういう状況なのですが、それなりの大きい事業でもないのかなというふうに理解して私もいるのですが、そこら辺、どの辺に予算が出ていて、今言ったような形で進められていくのだろうかということでは確認しているのですが、その辺を確認をしたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 字名改正についてですけども、議員おっしゃった通り、27、28で行う予定ではいるんですけども。

まず第1に、これまでも一般質問等で話している通り、住民の意向を確認してから取り進めるという形で行っております。

今現在、住民意向の確認につきましては、これまで説明してきている通り、昨年末からの村おこし懇談会での対象行政区に対する説明。

それ以外に、参加されていない対象者もおりますので、全戸対象アンケートを今行っております。

このアンケート結果に基づきまして、最終的に字名改正をする、しないの判断になってくるかと思しますので、平成27年度の当初予算には盛り込んでございません。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 随分かかっていますよね。

私も冒頭から2回も言っているんですけども、何と言うのかな、アンケートというか意向については、住民の中にもそれぞれいろいろ十色の考えあると思うのです。ぜひ、やるべきだとか、そんなことはやらない方がいいとか、どっちでもいいよという格好が、パーセントは別にして、そういうことだろうと思うのですよ。

今、総務課長の話を聞くと、アンケートの結果実施するかしないか判断したいと、このように言っているのですが、村長の答弁としては、昨年9月議会、かなりその辺は突っ込んで話しているのですが、行政懇談会等々の意見も聞いて、予算編成である編成時期には答えが出るだろうということで、言葉には出ていないですけども、私はその年度というのは平成27年度ですかと。インターネットでもあると思うんですけども、確認したら首が振られているものですから、議会の広報にも平成27年度実施に向けた努力、この辺も見ておられると思うんですけどね。

それはアンケート調査して全員がこのことは絶対やるべきでないということになれば、意向が変わるでしょうけども、私が懇談会なりの、少ないでしょうけども、その住民の意見がこんなことがあったよだとか、今回のアンケートもそういう格好で出したとかいろいろ聞くのですがね、考え方としては、村としては実施したいから、行政懇談会に臨んで、ぜひ、こういう黄色いちらしの中にこういうスタイルでこうやりたいと、こう位置付けしているわけですから、なおまたアンケートの結果で、丸が3割か4割しないから止めるとか、極端に言うと。

同僚議員の一般質問の中でも、同僚議員は慎重に扱うべきだということを書いていましたけどね。慎重でいいと思うのですよ。

ただ、基本的に私が言うのは、事業の継続性、行政の継続性として、26年前に畑の地番になったものを何条何丁目ということで、これを直した経過あるのですよ。

住民の中で、俺はしなくてもいいからなんていうことではなくて、それは新しい住所にしていくのだというやっぱり理解を得るように、村長以下努力しなければならないことだなと。

この間も、141戸が字基線何番地というその畑の地番になっているわけですから、ぜひそこら辺もアンケートの結果が何割だから、これを止めたなんていうことでなくて、やるべきだという人もこれいるわけですから。

ぜひそういった継続性の基本的なことに立って、村は住民の理解を得て、スムーズに行くことで一つ努力をしてもらいたいと。

このことは、私は1回目、2回目の一般質問等々でもしつこく言っていると思うのですが、私の考えが間違っていれば別ですけども、極論で実施しない方がいいという人が中にいるのかもしれないけども、そんなことでぜひ、予算化する中で、28年度秋に開始できるようなことで進めていってもらいたいというふうに思いますが、明解な答弁をお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） それではちょっと、予算が出ていないものですから、どこまで入っているのかということで、今議長にちょっと確認して、考え方として、作業が遅れている分は大変申しわけないなということ、まず、この予算に、やるかやらないかは別として、挙がっていないことについては作業の遅れということもあって、執行状況でも報告しましたように、暮れにかけて、いわゆる全体の懇談会もやっているものですから、ほかの地区からも場合によっては意見も出るかなということ、そのことが2月までかかったということで、総まとめ内部的に今しながら、かかわる部分については予算化したものもあるかもしれませんが、ちょっとこの分については間に合っていない、今アンケートやっているということです。

ただ、ご意見として情報をたくさん出して、この村づくりの進め方としては、やはり反対も賛成もいるということはあるのですが、説明の中で申し上げたように、金銭にかかわる分、あるいは労力がかかる分をどういうふうに村民の方がやっぱり考えるかということは、きっかけとしては違ったことを言っているとは思いませんけども。実際に、それだけの多くの人がどう判断をされるかということ是非常に、これを進めるにあたっては重要なことということで、予算を進めるということになれば大変申しわけないのですが、総計予算といいながら、そのことが方向であれば、補正予算ということも全然やぶさかでないなという覚悟で、今回扱っているということをやまず申し上げたいと思いますし、まだ結

果が出ていませんし、それが何割だからやるやらない、その内容、附帯の意見、実際にやることによって、例えば、金銭的にかかる人の対応の意見も出るとすれば、その部分も、ではどういうふうにするのかというようなこんなことの検討を、ぜひ、アンケート回収の中で整理をしたいという意味で、結論が出ているものではないということをお答えをさせていただきたいのと、然るべきときにその方向については、前に知本議員の一般質問を受けたときにも、まとめたものについても当然議会にも報告をしながら、進めるにあたってはやっていきたいということのスタンスですので、もう少し、その判断についてはお待ちをいただければありがたいかと、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 確か経費の関係は、前回やった部分では、あまり負担をかけないで村の方で持つものは、ほとんどの部分持ちながら、あまり住民に負担かけない方法で改正作業を終えたなというふうな、何かそんな記憶があるのです。

今、村長言われるのは、アンケートの結果ということで、はっきりした答えは出ていませんけども、何と言うのかね、例えば、アンケートの中身については、村の方に出したということで、細かくは私の掌握していないのです。

そのアンケートの前の文章については見せてもらいましたけどもね。

どんなことで、丸、罰、三角でやっているのかどうかちょっとわからないのですが、私の言うのは、皆が反対しているといえませんができないでしょうけども、この種の案件というのは、さっきも言ったようなことでのいろんな意見があるのは確かだと思うのですね。

私は、事業の継続性というのかな、行政の継続性ということで、そして対象者の人たちについては141戸あるということで、今回も分譲をやっていくと。

200戸とか200戸超えていくのですね。だんだん年限経つと。

そうすると、市街の中に畑の地番があったり、何条何丁目があったり、これはやっぱりおかしいよということで私も一般質問やっているわけですけども、ぜひその辺の趣旨を理解して、確かに人数少ない中で、専属の職員3年ぐらい置いてやらなければならない。予算については莫大にかかる問題ではないというふうに思いますので、ぜひ、今まで中札内村、歴史として字名改正やったものを、現村長としても引き継いで完了させるということで、村としての統一性を僕はやるべきでないかというふうに思うのです。

ぜひ、そういう観点に立って、ぜひ、詰めてもらいたいというふうに私は思います、もう一度答えをいただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見のある感じのようですが、これ以上のものはないそうでございます。

そのほか、ご質疑をいただきたいとします。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは一つだけ。

資料の14ページの非核20周年の記念事業にかかわってなのですけども。

これまでの平和事業に加えて、20周年ということで、新たな平和に対する思いだったり、考えを持つ新たな場ということで、本当に児童生徒はじめ、村民にとってもいい事業になるなと思うのですけども。そんな中で、事業内容として、中学生2名が代表で広島の様式典に参加するということなのですけども、この2名の選定方法というのですか、どんなふうなことを考えているのかということ、せっかく現地に行くのですから、被爆者なんかとの交流なんかもあったらいいのではないかなと思うのですけども、その辺のことは考え

ているのか。

あと、帰ってきた後、行ってきた感想なり広報に載せるだとか、何か報告の機会や場も考えているのか。

その辺について伺います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 非核平和宣言制定20周年記念事業の派遣する中学生2名の選定についてですけれども、この選定につきましては、中学校の生徒会に依頼いたしまして、2名を推薦していただこうと考えております。

そして、現地での行動ですけれども、平和記念式典につきましては、8月6日の8時から始まりますので、前の日、広島入りまして、その当日、式典に出て、その後、原爆ドーム等見学して、時間が許す限り、そういう行く機会がないところがございますので、そういうところを行ってきたいと考えております。

帰ってきてからなのですけれども、こちらの方も大切なことだと思いますので、広報誌で報告する。そして、行ってきた子どもに対しては、報告書を書いてもらう。

その辺のことはやっていただこうと考えております。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） わかりました。

時間的な問題もあってなかなか難しいとは思いますが、ぜひ、時間が許すのであれば、被爆者との交流なんかも入れていただきたいなと思いますし、あと、せっかく、今回20周年記念してということでの事業ですけれども、いい事業だとも思いますので、今後、ぜひとも、来年移行も派遣だとかという、あと、絵画展も含めて続けるような意思是現在持っているのかどうか。

その辺も伺います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 派遣等につきましては、戦争を知らない子どもたちにとって、見る機会はいい機会だと思うのですけれども、予算的な面もございますので、節目の年に行っていければよいかと考えております。

そのほかの事業につきましては、財政的な面にかかわらない読み聞かせですとか、平和ポスター展、これまで取組んでいることですね。

それから、文化センターでのそういう映画等の上映会、そういうのも新たに、できるものはあると思います。

絵画展などにつきましては、児童生徒等の学校等とちょっと話をして、今後続けていけるかどうか検討したいと思っております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

1番中井議員。

○1番（中井康雄君） それでは、予算の方から若干はずれてしまうのですけれども、1点だけ要望といいますか、したいなど、総務の方に一つ要望したいというのがあるのですけれども、昨日、更別・忠類間の高規格道路が開通しました。

僕も昨日夕方ちょっと走って見たのですけれども、忠類の下り口2キロメートル手前に、忠類道の駅の、忠類下り口、それから2キロメートル前に看板があって、一番下に本当に目立つように道の駅の下り口という看板があります。

200メートル手間にも同じ看板があります。下り口にも同じ看板があります。忠類道

の駅です。

あれがどうしてああいうふうにできるのか、ちょっとあまり僕としては高速を走っても見当たらないのですけれども、今回ああいうのを見たものですから。

もしあれが中札内のインターチェンジのところにも両サイド3カ所ずつ、中札内道の駅下り口みたいのがあればやっぱり、1人でも1台でも多くの方に中札内を通ってもらう、下りてもらうということは大事なことだと思うので、もしああいうことができるのであれば、関係機関の方に要望等をぜひともしていただきたいな、できないものかなと思うのですけれども、そこら辺に関してはどうでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩を取ります。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時00分

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩を解きたいと思います。

阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今回の忠類インターでそのような表示板があるのであれば、うちの方もぜひ要望をしていきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 3点ほど質問したいと思います。

最初に地域おこし協力隊の関係です。

以前、本村でも花づくりとか何人か採用していましたが、今回というか、予算書を見る限り載っていないような気するのですけれども、現在どういうことになっているのか。

制度上、以前使ったというか、あれしたので、もう対象にならないのか。

そこら辺、どんな状況になっているのかなということで、あと、定住実績に結びついていのかどうか。そこら辺について伺いたいと思います。

あと、役場職員の関係です。

放送で嘱託職員4名を募集していたと思いますが、それからしばらく経ってからもまた募集してたり、あまり応募する人が少ないのかなと思っていたのですけれども、そこら辺と、今年、定年退職する人何名かいますよね。

それと、新入職員というかな、採用する職員もいると思いますけれども、そこら辺の数、定員適正化計画とそこら辺どうなっているのかね。

そこら辺について質問したいと思います。

あと、もう1点、以前に役場の中で試行的にサマータイムというのをやっていたよね。夏時間、早く仕事をして早く終わらせる。道庁もやっていたのかな。

十勝管内も何町村かやっていたけど、結果的に賛否両論あって止めたのかなと思っていますけれども、先般、これとはちょっと違うのですけれども、浦幌町の新聞記事に出ていたのですよね。

職員の業務能力向上と健康管理ということで、時差出勤制度、これを設けて実施をする。条例できちっと本格導入をするということで、1日の勤務時間、7時間45分は変えないで、30分刻みで16区分のシフトを引いて勤務時間を設けて、時間差出勤をしてい

くということで、町長の談話も、職員の業務能力向上と健康管理、時間外勤務の抑制、住民サービスに影響しないことを最優先に行うということで新聞に出ていました。

健康管理とかそういう面で、いい制度だなと思ってちょっと見ていたのですが、本村でも制度、まだ研究もしていないと思うのですが、ここら辺の事例を調査した中で、研究して実施していくのも、時間外抑制とかそういう面でいいのではないかなということで、ぜひ、研究してほしいなというような気がしますので、そこら辺について、総務課長として、ぜひ研究してほしいということで質問したいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 私の方から、地域おこし協力隊とサマータイム、時差出勤制度についてご説明申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、今でも制度がございます。

中札内村につきましては、平成23年度2名採用しております。

地域おこし協力隊制度なのですが、過疎地域等であれば、わりと周辺から入ってくる人でも地域おこし協力隊と特別交付税の対象となり、財政の優遇措置ございますけれども、中札内村は、過疎地域になっておりませんので、首都圏から来なければ、財政の優遇制度は受けられません。

当時、2名採用したのですが、定住には結びついてございません。

それぞれ2人につきましては、個人の事情がありまして、長沼、札幌に転出しております。

現在の地域おこし協力隊につきましては、この制度を活用しようとして、十勝管内も多くの自治体で手を挙げていますが、地域おこし協力隊員が今集まらない状況が少しあります。

これは、近年はわりと就職状況も、少し前と比べるとある程度よくなってきているから、そのようなものが少なくなってきているのではないかと推測します。

中札内村につきましては、このような状況を踏まえて、現在応募しても集まる人数が少ない。

あと、地理的な要件として多少厳しい条件がありますので、今のところ、地域おこし協力隊員の採用というのは考えておりません。

3点目のサマータイムの関係ですが、時差出勤制度、これにつきましては、今の村のフレックスタイムを活用して、少年団活動に行く職員が複数名おります。

職員全員が、職員の半分ずつ、サマータイム取って、半分が早い時間、半分は平常勤務、そのようなことは考えてはいないのですが、今の制度を活用して、地域のために活動できるような形、今現在ありますので、この制度を活用して取組んでいければいいかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 職員の関係は、私の方からお答えをさせていただきます。

27年度、それぞれ定年退職者あるいは急遽退職された方もいらっしゃいますので、その補充については、事務職、それから専門職含めて採用を予定し試験もやったところなのですが、たまたま決めた人数のうち数人は途中で辞退ということになってしまいました。

これはほかの試験を受けて合格したということでございますので、追加でやる方法もあったのですが、いろいろ熟慮をした結果、追加では不相当だという判断で、これの背景としては、27年度の職員採用、十勝管内の優先採用順位が1番です。

これも意識して、1年間何とか嘱託の配置の中で対応できないかということで、当初予定していた人数に満たない嘱託の募集だったものですから、そこで二度目の追加をして、今、一応ある程度必要とするという人員を確保している状態です。

すべて嘱託でそれが満たせるかどうかという問題はありますが、とりあえずそういうことで、1年間乗り切っていきたいなというふうに考えています。

定員適正化計画の数字については、今ちょっと手元に持ってきていないのですが、27年度も、将来の、今後の採用計画、あるいは町村会、今、採用順位が回り順になりますので、1番の後は、当然18番目ということになりますので、優位な人材を確保できるときには、ある程度、今後、27年度以降のある程度一定のスパンの中の退職予定者なども考慮しながら、場合によっては柔軟に人を確保していきたいと。

ただ、大幅に人を採用するというつもりではないのですが、やっぱり優位な人材、必要などきに取れるのであれば、そんなことも意識しながら、採用計画を立てていきたいというふうに思っています、一応、定員適正化の数字はございますけれども、そういったこととございますので、ちょっとそのスパンの中では、多少前後しながらも、採用あるいは事務が停滞しないような体制を取っていかねばならないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 今の関係、確か4名募集していたのかな。

一般職なのでちょっと人数多いなと思っていました。

そういったいろんな事情で、特に町村会の時期が早くなったものだから、後からの試験で受かって来れないという人も出てきたのでしょうかね、今聞いたら。

そういったあれも出てくるのかなと思いますけども、やはり臨時職員は、一般職はできれば正職員で対応するのがやっぱり望ましいのかなと思うので。

今、聞きますと、1年間暫定的というのかな、そういうことであるのであればやむを得ないのかなというような気がしました。

あと、地域おこし協力隊、交付税の配分、特別交付税、有利な制度だなと思ってずっと見ていたのですが、過疎地域は当たらないというのはちょっと今初めて聞きました。

そういうことであれば、仕方ないのかなと、そんなような気がします。

あと、時差出勤の制度。

これ、浦幌町はきちっと条例でも位置付けしているのですね。

例えば、9時まで、夜会議があったら昼から出勤とか、それを30分刻みできちっと制度化しているということで、職員もやりやすいのではないかなというような気がしますので、フレックスタイム制もやっているのも知っていますけども、なかなかこれも普及しないというか、一部スポーツ指導員とか、そういう立場の人がやっていますけどもね、きちっと制度化すれば、職員もそれに参加しやすいというか、そういう面もあると思うので、ぜひ、研究していただきたいなということで、一応質問は終わります。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきたいなと思っております。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） なければ、次に進ませてもらってよろしいでしょうか。

それでは、1款議会費と2款の総務費は終わらせていただきたいと思えます。

次へ進みたいと思えます。

次に、3款民生費、4款衛生費、5款労働費に入らせていただきます。

ページは、68ページから105ページまでです。

概略説明をお願いしたいと思います。

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、3款民生費から4款衛生費までの福祉課が担当する部分について、説明させていただきます。

はじめに、民生費から説明させていただきます。

3款民生費は、前年に比して3,817万3,000円増の5億9,361万4,000円となっております。

それでは、特徴的なものについて説明いたします。

69ページをお開きください。

上段にあります社会福祉一般経費の負担金補助及び交付金の社会福祉協議会補助金は、人件費の見直しにより、114万2,000円増の1,803万円となっております。

その下のポロシリ福祉会運営助成補助金ですが、ヘルパー事業等の助成分として100万2,000円追加の2,005万9,000円となっております。

70ページをご覧ください。

最下段、臨時福祉給付金、給付事業費の負担金補助及び交付金の臨時福祉給付金は、低所得者約750名に、1人当たり6,000円を給付するものであります。

飛びまして、75ページをご覧ください。

中段にあります障害者福祉費の委託料の日中一時支援事業ですが、障がい者及び障がいの利用増が見込まれることから、121万2,000円増の425万円となっております。

次に、76ページをお開きください。

上段、扶助費の介護給付費は、利用者の増によりまして、5,825万6,000円となっております。

介護給付費の中で見ていたグループホーム分835万2,000円を、訓練等給付費に移行しております。

このことにより、訓練等給付費は、日中の利用者の増と科目移動により、1,149万円増の1,866万円となっております。

次に、82ページをお開きください。

上段にあります放課後児童健全育成費の委託料であります。今年度から6年生までの受入枠の拡大や、開所時間の繰り上げなどに伴う人件費分の増として、468万8,000円増の1,718万8,000円となっております。

83ページをご覧ください。

中段、子育て世帯臨時特例給付金事業費の負担金補助及び交付金の子育て臨時特例給付金は、対象児童550名に1人当たり3,000円を給付するものでございます。

85ページをお開きください。

中段にございます中札内保育園管理費の工事請負費396万4,000円は、現在、保育園の送迎は文化創造センター南側駐車場を活用しておりますが、園児の送迎をスムーズにするため、歩道を設置するなど改修工事を予定しているものでございます。

このページの下段、中札内保育園業務費の賃金、保育士及び調理員代替賃金、嘱託保育士賃金は、園児の増に伴う嘱託職員及びパート職員の増などにより、1,116万3,000

00円増の5,559万円となっております。

96ページをお開きください。

中段でございます保健センター管理費の備品購入費102万円は、和室で使用するお座り椅子100脚を購入するものでございます。

以上で、概略の説明は終わりますが、事業の一部については、各会計予算に関する資料の14ページ上段に保育料の減免について、その減免状況を記載してございます。

飛びまして、20ページ下段にあります高齢者等通院タクシー交通事業について。それから、21ページの移送サービス事業委託。

その下段にあります、障害者就労支援事業。

飛びまして、23ページ、食生活改善推進員の養成講座。

それから、25ページ下段の脳ドック事業について記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、続きまして、住民課所管の3款民生費から5款労働費までの特徴的な事業について、説明をさせていただきます。

まずはじめに、3款民生費、予算書77ページをお開きください。

6目の社会福祉医療費については、前年度より240万円ほど減少し、3,200万円ほどと見込んでおります。

説明欄の扶助費で、ひとり親医療費については前年度並み。

重度心身障害者医療費、次のページ、説明欄上段の乳幼児医療費については、100万円程度の減少でそれぞれ見込んでおります。

その下、子育て支援の重点施策である児童生徒特別対策医療費につきましては、今年度も引き続き、小学校から中学生修了時までの医療費無料化のために、前年度並みの450万円程度と見込んでおります。

続きまして、80ページをお開きください。

9目後期高齢者医療費の説明欄、負担金補助及び交付金の療養給付費負担金ですが、本村の過去5年間の療養給付費の平均伸び率が減少していることから、600万円減少し、3,700万円ほどと見込んでおります。

その下段、保険料の軽減措置に伴う補填制度である保険基盤安定繰出金は、前年度並みの1,250万円と見込みました。

次に、4款衛生費ですが、91ページをお開きください。

1目保険衛生総務費ですが、560万円ほど増加しておりますが、これは92ページ、説明欄上段の負担金補助及び交付金で、26年度も補正で対応させていただきました帯広厚生病院運営標準金340万円を計上したことが主な要因となっております。

次に、94ページをお開きください。

3目診療所費で570万円ほど増加しております。

これは95ページ、説明欄上段の工事請負費で、高圧受電設備改修工事500万円を計上したことによるものであります。

次に、101ページをお開きください。

1目塵芥し尿処理費で140万円ほど増加しておりますが、これは説明欄の下段、十勝環境複合事務組合負担金の増加、その下のし尿及び浄化槽汚泥を処理している中島処理場

の更新に伴い、汚水処理施設共同整備事業負担金を計上したことによるものであります。

次に、5款労働費です。

105ページをお開きください。

1目労働対策費で100万円ほど増加しておりますが、これは説明欄、勤労者貸付金を200万円に増額することで、預託倍率を引き下げ、勤労者に貸付を行う預託金融機関の貸付利率を引き下げようとするものであります。

次にその下段、失業対策では、27年度についても引き続き雇用対策事業を継続することとして、賃金400万円ほど計上しております。

以上で、概要の説明については終わりますけれども、事業の一部につきましては、各会計の予算資料22ページから26ページに、一部でありますけれども、説明書を掲載しておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 概略説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

3時40分まで休憩をしましょう。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いですので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

3款民生費、4款衛生費、5款労働費の概略説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、2、3点お聞きをします。

69ページあたりなのかな、社会福祉総務費ですけども、先ほどもちょっと話は出ていましたが、国は平成27年度に介護報酬を2.27パーセントかな、下げることになったと。

さらにまた、上がるものとしては介護処遇改善加算ということで、月額1万2,000円相当ということで、そんなことで言われていますよね。

そんな状況の中で、本村もポロシリ福祉会がありまして、結構組織的に大きいですから、いろんな想定というのか、影響というのか、そんなことで想定しながら、27年度の事業をやっていくというそんな関係に入っているというふうに思うのですが、そこら辺の村として、ポロシリ福祉会との連携というのか、そんなこともしているはずですから、その辺の制度の変更による状況と、心配されるのは、現在、ポロシリ福祉会の経営状況ということで、全国的に言いますと、そういう福祉会にかなり貯め込んでいるお金があるという放送や何かもされておりますけれども、こういう地方に来ると、逆な面もあるのかなというふうな感じもしないわけでないので、福祉会のことについては、それぞれ村との連携をしているはずですから、その2点についてお伺いをしておきたいなというふうに思います。

それと、85ページの先ほど補足説明ありました保育園駐車場整備工事かな。

何か歩道の設置ということなのですが、何か図面を見ると、文化センターの駐車場の中あたりに丸を付けていて、舗装があるところに何を駐車場整備するのに400万円近くお金がかかるのかなということでも単純的に思ったものですから、現状はこういう形になっていて、先ほどと言っていましたから、付けることによってこうなるよというもうちょっとわかりやすく説明をしていただきたいなというふうに思います。

それと、91ページの歯科医院の修繕だというふうに思いますが、修繕料115万9,000円のうち110万9,000円ということで資料を見たのですが、どこを修繕するのか。

その関係についてお聞きをしておきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、介護報酬の減の関係でございます。

実際問題、ポロシリ福祉会さんの老人福祉施設の部分についての介護報酬が減るという形で、特養の部分、この分についての影響が約800万円減収になるのではないかなということになってございます。

ただ、そのほかに、デイサービスだとか、訪問介護とかというのをやってございますけれども、この部分については、もともと小さいところの町村の中で運営していくのは難しいだろうということで、その部分についての実際の赤字の部分については、村がすべて今まで通り負担してございますので、この辺のところの分については何ら変わらないという形になっております。

ただ、老人福祉の部分はそうですけれども、ポロシリ福祉会本体でいけば、障害のところもございまして、障害の方のところではかなり財を要してございます。

ですので、全体ポロシリ福祉会で考えれば、何とか調整はできるのではないかなと思いますけれども、老人福祉本体だけでは、そういう800万円の減が出てくる状況になってございます。

経営状況で貯め込んでいるという都会のところもありますけれども、ポロシリ福祉会さんの特養の部分に関しては、保有金も4,000万円程度を当面の運転資金、この分だけの確保はできておりますけれども、決して特養の部分だけは経営は楽ではないというのは、これまで同様でございます。

保育所の駐車場については、園長の方から説明させていただきます。

○議長（高橋和雄君） 川尻保育園長。

○福祉課保育園長（川尻年和君） 保育園の駐車場について、説明申し上げます。

今の文化センター駐車場の南側のところになるのですが、50メートルのインターロッキングで歩道を考えております。

ここの部分に、車から降りて、保育園まで来て、登園もしくは降園するにあたっての歩道を設置する予定になってございます。

それと、安全対策として、街灯を移設するのと、新設で街灯を1基予定しております。

あと、ルールづくりに関して、この部分に一方通行というか、安全対策の中で、車の移設に関して、ある程度そういう安全対策の方法を、ルールをつくりつつ、取り進めていく予定になっております。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 中札内歯科医院の修繕の場所ですけれども、歯科医院自体のパネルヒーターの交換が主な修繕箇所になっております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） おおよそわかりました。

介護報酬の影響については、今話あったとおり、特養の関係では800万円ぐらい下がるだろうということですから、かなりの影響があるというふうに思うのですね。

その影響が入所している人に及ばない努力というのは当然していかなければならないというふうに思うのですが、今の形でいいますと、福祉会全体で経営しているのかな。

そんなことで、障がい者の方は安定しているやに今ちょっと聞こえたのですが、それで全体的にうまくいけばいいのでしょうか。さらに、4,000万円は運転資金が必要だということも今話されましたけども、いずれにしても、本村福祉の村ということで、当初かなりの額を投入しながら、ポロシリ福祉会と連携しながらやってきているわけですから、手遅れにならないように、常時そういったものは把握しながら、改善するところは改善をしていくと。あるいはまた、ポロシリ福祉会として努力してもらわなければならないところは当然努力してもらわなければならないというふうに思うのですが、ぜひ、その辺連携を取って支障のない形で進めていっていただきたいなというふうに思います。

それから、保育所の関係、通路をつくるのはわかるのだけど、単純的に考えると、あそこ、南側ずっと舗装になっていますよね、保育所のちょっと下の方までかな。

だから、そこからちょっと坂になったところの入りやすいように歩道を付けるのかなというそんな理解の仕方しているのですが、ちょっと話が見えないのですが、そんな理解の仕方でもいいのか。

そんなことでお願いします。

○議長（高橋和雄君） 川尻保育園長。

○福祉課保育園長（川尻年和君） 大変失礼しました。

歩道の付ける位置なのですけども、南側の東側の方に、今、芝生があります。

その部分に…。

○議長（高橋和雄君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時50分

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩を解きたいと思います。

ご質疑、違う質疑を出してください。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、82ページになるのかしら、放課後児童クラブ運営費ということで、今年は結構増額されている内容が説明されました。

6年生まで拡大するということと、時間延長があることの説明だったかと思うのですが、職員の体制はどういうような形になるのかと、それと同時に、小学生で特別支援を受けている子どもたちに対する、ここの放課後児童クラブでの過ごし方というか、それに対する対応はどのようになるのかというようなことを、まず1点伺います。

93ページになります。

狂犬病対策についてなのですけれども、今年も予算化されていて、狂犬病に対する予防接種が行われるかと思うのですけれども、これは必ずしも登録された犬に対しての狂犬病

の予防接種対策だと思えるのですけれども、村では、登録されていない犬もいるのかなというように思うのですけれども、その把握などは行っているのかどうか。

そういったところもお聞きしたいと思います。

あともう1点、96ページに、先ほど説明ありました保健センターの備品ということで、椅子を100脚を購入するという予算が出ておりましたけれども、この100脚を買うことによって以前にも椅子はあったかと思うのですけれども、それで全部であそこの会場に椅子対応で行えるようになるのか。それとも、まだそれに少しは座っての形も取れるようになるのか。

そこら辺の状況がどう変わるのかなということをちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高島啓至君） まず1点目の放課後児童クラブの関係でございますけれども、職員の体制につきましては、現在、嘱託職員2名、これを新年度から3名に増員する予定でございます。

あと、嘱託以外のパート職員につきましては、昨年12月の補正で若干補助金の方を増額してございますけれども、若干手のかかる児童が入所したという影響もありまして、現在、パート4名なのですけれども、27年度におきましても引き続き4名で対応する考えでございます。

あと、3点目の保健センターの備品の関係です。

100脚追加で購入しようとしておりますけれども、現在、100脚すでに備品として保有してございます。

すべてを並べたわけではないのですけれども、ほぼあの会場が満席になる状態かと思っております。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 狂犬病の注射の関係なのですけれども、それと討論の関係です。

今、本村の2月末現在の犬の登録数というのは310頭程度。それほど大きく動いてはいないのでございますけれども、実際春に2回ほど行っている村の一斉予防注射で200頭前後が予防注射をしております。

実際には予防注射の年度内の予防注射を受けている頭数が257ですので、とすると、登録はしているけど予防注射を受けていない犬がいるということになるのですが、実際には高齢で、犬自体が高齢で注射に絶えられないだとかそういったケースは当然ありますので、そういった部分については、予防注射の段階で打たなくても大丈夫ですねと。

つまり、外へもう出歩ける状況ではないというような犬もいるということでございます。

それと、登録の関係でございますが、登録は基本的にしなければなりません。

人間が異動したときに、犬も転入転出したりするときには犬も一緒に異動するということがありますので、必ず登録をするということになっていきますから、これは住民の皆さんに意識啓発するしかないなというふうには思います。

登録をしない犬もいれば、あとは考えられるのは野犬ということになりますので、そうなってくると、うちは野犬の掃討条例に基づいて駆除をするという流れになろうかというふうには思います。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 放課後児童クラブについては、職員の体制が1人増える、パートは4名ということで、先ほど私の質問であった特別支援や特別手のかかる人に対してのパートか職員かで、それをきちっと対応していけるという体制づくりがなっているのというように理解いたしました。

それで、あと、狂犬病というか、犬の把握なのですけども、やはり登録を必ずしもしていないというような家もあるのかなというように思うのですけども、そこら辺はあくまでもそういう理解をもって、ちゃんと登録してくださいというようなことのみで進めていくというような感じが今伺えたのですけども、やはり登録していない犬に対して、やはり何か事故があった場合に、例えば、その犬が噛みついた場合に予防注射をしていない狂犬病につながっていくというような大きな問題も出てきますから、やはりある程度、そういった未登録者の犬に対しても何らかの形で登録をしてください、という呼び掛けが必要ではないかなというように思いますけれども。その点について再度伺いたいと思います。

あと、保健センターの備品の椅子については全部で、では椅子だけで対応する、例えば、葬儀や何かのときには対応するとなると、200脚で対応できるという形になると。

今まで本当に高齢者の人たちのお参りなどは、本当に椅子対応でなければとてもお参りができないということがありましたので、そういった人の対策ができたのかなと思いますけれども。

大きな葬儀になるとそれだけでは足りないかもしれないのですけれども、まずは一歩前進かなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） ご指摘の通り、その未登録であるという犬がいる可能性は多くあるのだろうというふうに思います。

それから、飼い主さん自身もそのことを認知していなくて、知らなくて登録していないケース。

狂犬病の予防注射の連絡が来ていないのだけどうしたらいいだろうかというような連絡が来たときに、登録していませんねと。

話を聞くと、言ってみれば、個人的な売買というか、譲り受けたというようなケースで、その登録すること自体を全然知らなかったというようなケースがあろうかと思えます。

特に、狂犬病の一斉注射の段階では、住民の皆さんにはそういう登録をしていただくことだとか、予防注射、必ず年1回受けてくださいというようなことについては広報でも周知しておりますので、引き続き、そういった周知活動には努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） ほかにご質疑があれば。

資料を配りたいということですので、先に資料を配ります。

川尻保育園長、答弁をお願いします。

○福祉課保育園長（川尻年和君） 保育園駐車場の設置について説明申し上げます。

まず、設置する目的なのですけども、安全対策ということで、朝の登園時、車と保育園児、もしくは保護者との、朝、登園時のときに混雑します。その部分に歩道を付けることで混雑というか、それから安全対策を行うということです。

それで、今の芝生になっている部分に、現在、芝生になっているところに歩道を設置して、その歩道を通っていただいて、今、保育園の階段を利用して登園していただく、もしくは降園していただくというような形で取り進めていこうと考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

この件について再質疑があれば。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 69ページ、補助金の関係です。

社会福祉協議会の補助金、120万円ぐらいかな。

あと、ポロシリ福祉会で100万円ぐらい。

先ほどの説明では人件費の見直しということですけども、社協の体制的な見直しも含めて、こういった金額になっているのか。

ポロシリ福祉会もそうですけど、これについてはヘルパーの助成事業ということですけども。ハード的な部分というのかな、今までハードな事業も一緒に補助金に入っていたんですけども、この部分が大きな部分なのか。ハード的な補助はないのか、そこら辺ですね。

あと、社協の運営の関係ですけども、社会福祉法人、独立しているとはいっても村の補助金が大半ですよ、予算というか、運営自体は。

社協は社協で独自の財源、社協で寄附金なんか積んでいる基金というかな、財源が結構あると思いますけども、そこら辺の、どのぐらいの額というか。

あと、それらの活用状況について把握しているのであればお答えしてほしいなというふうに思います。

あと、ちょっと予算にはないんですけども、これも社協ですかね、除雪サービスの関係。

3月になって、1週間で1メートル30センチメートルぐらい積もったのですかね。

我々も本当に大変な目にあっているのですけども、特にお年寄りの人たち、本当にいろいろお話も聞くのですけども、なかなか来てくれないですよ。いろいろほかにもあるのでしょうか。

そこら辺の、特にお年寄りに対する除雪サービスの関係、ここら辺がどのようになっているのか。

そこら辺についてと、あと保育所の関係、現在、ご飯を弁当で子どもが持ってきているのですかね。

ほかの町なんか、食育の推進ということで、ご飯を炊いて暖かいご飯を食べてもらうと、そんなことも結構やっている町もあると聞くのですけども、そんなことなんかも検討したことはあるのか。

今後、そんな計画がないのか。

そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高島啓至君） まず、1点目のポロシリ福祉会の補助金の関係でございます。

議員の方からご意見のありました職員の体制等々の見直しを含めた補助になっているかという質問。

ポロシリ福祉会につきましては、ホームヘルプ事業、あと、デイサービス事業、この2本につきましては、介護報酬等々の収入がございます。

あと、人件費の支出がございます。

その差し引き、赤字の分も村が補填するという金額が、2本合せて2,005万9,000円です。

ポロシリ福祉会の中で、ハード事業の見直しの検討ということを今年度やっております。

て、27年度においては実施しないというふうになっております。

ただ、それ以降、村との協議を含めて実施する予定にしております。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 社協の方の除雪サービスの関係でございます。

現在、除雪サービスは58名の方がサービスを申し込んでございまして、独居の方48名、夫婦の方10名の58名の方が利用されてございます。

今回の時も大変だったのですけれども、社協さんの方のお力で、この辺のところの対応、すべての除雪というわけではなくて、通路の確保というような形でやらせていただいております。

ご飯の関係ですね、保育園の。

先般、勝毎さんの新聞にも出てございまして、その方は冷たいご飯を子どもに持たすのは忍びないと、暖かいご飯を子どもに食べさせてはということでの勝毎さんの中での投稿だったと思います。

できればそういう暖かいご飯、制度的にご飯はないのだよということはわかっていながらの質問でございました。

ただ、その後にもまた投稿がございまして、その方のものにつきましては、お母さんが真心を込めてつくったお弁当は冷たくてもおいしいよと。むしろそうやって手をかけて、お米のご飯を、お弁当を持って行かすこと。そちらの方が意義があるのだぞというような形のまた投稿がございまして、私ども、全部お金出してそうやって暖かくしてあげるのもいいのしょうけれども、できれば、お母さんの手をかけたお弁当を持たせてあげた方がいいのではないかなと思っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高島啓至君） 2点目の社会福祉協議会の補助金の関係、あと体制の関係ですけども、27年度の補助金につきましては、人件費ですけども、専門員2名と嘱託職員1名、これを採用するというので、若干人件費は前年比90万円ぐらい増加になってございます。

あと、社協の資金の保有額についてですけども、こちらの方は、正確なところは把握してございません。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 今、基金の額については、手元にちょっとございませぬけれども、昨年、一昨年ぐらいまでの間は、基金を活用して、車を購入したり除雪機を購入したりというような形で利用してございましたけれども。

今年度分について、基金の部分の活用のところについては、ちょっと把握してございませぬので、恐らく、大きな費用を使うというような予定はしていないと思います。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） できれば、明日、基金どのぐらいあるのか、お聞きしたいなと思っています。

あと、社協の体制ですけども、専門員2名と嘱託1名ということ。

専門員は正職員で、嘱託職員は1名と。

去年は嘱託職員2名だったのを、1名専門員を増やすというそういうことでしょうか。

あと、米飯の関係はわかりました、いろんな考え方あるので。

ただ、あの新聞を見る限り、いいなと思ったものですから、そんな質問をさせてもらっ

たわけですけども、この件はわかりました。

社協の体制だけちょっとお答えしてほしいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 嘱託職員は、もともと専門員1名と、それから経理を行う方1名の2人を去年の場合、正職員として雇ってございました。

そして、1名は嘱託職員という形で、就労の方を見ていました。

ただ、このうちの専門員の1名につきましては、一昨年から育児休業に入ってございましたので、その方が復帰した形になってございます、それなので2名。

そして、今回嘱託の方1名の分で3名の方となります。それに局長が就いているという。

さらには、労働の方の方、専門員が1名という計5名の形でいらっしゃいます。

○議長（高橋和雄君） 明日まで基金の額と、それから活用の状況、ちょっと調べておいてください。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 先般、放送で嘱託職員の募集を社協でしていたと思うのですけども、その1名というのは今言われたその1名の方でしょうか。

確か2月ぐらいいかな、放送で募集していたと思うのですけど。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 社協の方の本体の方の人員の方のものは、嘱託職員も確保できてございました。

ただ、私の方のお願いしていた学童の関係の方のパートの方が、急遽1名お辞めになりましたので、その部分の募集を行っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 放送内容を見ると、社協の一般事務というふうになんかちょっと聞こえ、勘違いかもしれませんがね。そういうふうになんか捉えたものですから、しつこく聞いた次第です。わかりました。

あと、除雪サービスの関係。これも基準あるのでしょうかけども、なかなか来てくれない。

一応登録してるから来るのだろうけどって、どの時点で来るのかよくわからなくて、結果的に年寄りですから、途中で来てくれないから、多分ほかに頼んだり、そういった時間的な問題でうまくいってないのかなという感じがしますのでね。

そこら辺、お年寄りに、終わった後どのぐらいの期間で来るとか、そこら辺きっちり教えてやれば、慌ててお年寄りの人もやらないで済むのかなという、そんな気がしますのですね。

かなり期待して喜んではいるのでですけども、そういういつ来てくれるのだろうかという部分での不安というか、何人かから聞いたものですから、一応質問させていただきました。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高島啓至君） 細かな情報の把握ができていなくて申しわけないのでですけども、そのような声があるのであれば、社協の方に私どもの方からそれなりの対応をするように指導というかお話をさせていただきたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 状況判断させてほしいということです。

そのほか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、3点について確認をしたいと思います。

今も社会福祉協議会の関係が出ていましたけども、補足説明では社会福祉協議会の人件費の見直しをするというのかな、したというのか、増額になったというこんな説明あったのですね。

私もこの関係については、2回ぐらいかな、決算議会の時に質問しているのですが、私が調べた時点では、準職員並みに社会福祉協議会の正職員については、給料として位置付けると、こんなことだったものですから、私も福祉協議会の実態を調べたことがあります。

その時点でも、基本的に8割になっているのですが、いろんな手当関係かな。ちょっと今覚えていないのですが、手当関係については準職員程度まで行っていない実態がそのときにありました。

それから改善されているのかどうかわからないのですが、併せて、うちの福祉協議会の正職員の賃金実態が、管内的にどうなのかなということも調べたことがありますが、やはり管内から見てもかなり低い状況にあると、こんなことの頭の記憶がありまして、そこら辺を調べた中で、人件費の見直しをしているのではないのかなというふうに思いますが、そこら辺も含めて、ご説明を願いたいなというふうに思います。

それと、101ページの清掃費の関係かな。

執行方針でごみ処理の関係について、家庭で眠っている古着等の回収事業を実施しますという特段載っているのですが、今までもそれぞれ古着についてはごみステーションなりなんかに出していたと思うのですが、私が聞きたいのは、あえて執行方針で謳っているということは、あえて古着の回収を無償でやるのか。

特段のことなので、執行方針に載せているのかなというふうにちょっと理解するものですから、そこら辺の説明をしていただきたいのと。

もう1点は、104ページの上の方に、墓地植栽委託ということで21万6,000円ということで載ってしまっていて、これも何回も私、2年ぐらいかな、言っていて植栽されるということで、ようやく実現されるかなというふうに思っているのですが、基線沿いに垣根用の植栽がされるというふうに思いますが、どんな樹種をどんなような植栽方法で植えられるのかなということを確認をしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 社協の人件費の関係でございます。

基本給自体は、臨時職員のベースになってございます。

それの中で、手当の関係につきましては、住宅手当、通勤手当、これらについて若干低いこともございましたけれども、現在ではこの部分については支給されてございます。

それと、嘱託職員につきましても、村に準じてという形で、村の嘱託職員さん自体が給料上がっていますので、その部分でもまた増という形になってございます。

それから、管内から見たら低い状態にあるといいますのは、管内の中ではやはり、私どもの社協については低い状態にあると思ってございます。

と言いますのは、やっている事業の本体自体、ボランティアを主としたような形の事業、それから、村のやっている事業のサポートを行う事業というようなそういう主体的な事業でございますので、自分からの経営的で資金を確保して行っていくというような積極的な展開ではない、ボランティアを使って行うというそういう事業が主体でございますので、そういう点でいけば、人件費は若干ほかのところと比べたら低いような状態になっているのは、この辺はちょっとやむを得ない点かなとも思っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 執行方針の中に明記をさせていただきました古着の回収事業なのですが、26年度に試験的に秋に1回実施をいたしましたところ、かなり家庭で眠っている古着が皆さん持ち込まれました。

その中でいろいろご意見いただいたのですが、春と秋、この着る物の入替というか、そういうタイミングで実施してくれたらまだ家で眠っているものあるのだよねというようなお答えが帰ってきていました。

実際、この事業、帯広にあるNPO法人が事業実施受入先としてあるので、そちらの方で村の方に来ていただいて、その時間だけ開けて、職員も付いていますけども、開けて回収されたものの内容を見て、受入可能なものについては法人の方に持って帰るということでございますので、実質的な予算がかからないということで、特に予算措置はしていないということでございます。

職員の時間外なりというのは当然あるのかもしれませんが、特にその分の予算としては見ていないということでございます。

その法人については、帯広で持って来られた方にキロ幾ら、確か重量でだったと思えますけれども、受入を常にやっているところでありまして、それが中札内まで出て来て、そこで受入をしてくれるということで、特にお支払するお金はないのですけれども、その分、運搬や何かについては自分のところでやっていただける、そういう事業の内容になってございます。

それと、墓地植栽の関係でございます。

これまで、あそこを伐採した後どうするかというのは非常にご意見あったところではあります。

ただ、もともとあそこの木を伐採した理由というのが、かなりの落葉が墓地の方に広がって、かなり掃除が大変なのだというようなご意見も多々ありましたので、よほど管理をすることが適切な樹種で、当然それほど大きくならないもの。そういったことで考えまして、今植栽を予定している内容につきましては、ヒバを予定しています。

ヒバ90本、大体1.5メートル間隔ぐらいで100メートルちょっとありますので、うまく植栽、付かないケースもあるので余分にはちょっと予算的には見えていますけども、そういった形で植栽をするという方法をしております。

ただ、言われた通り、根っこは当然ありますので、根っこをよける形で植えざるを得ないというのが実際ありますので、必ず1メートル50センチメートル間隔びったりというわけにもなかなかいかないというのが実態で、委託事業として実施をする予定にしております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 社協の人件費の見直しの関係ですね。

村の準職員の、基本的には内容通り、社会福祉協議会の正職員については適用されると、こういう話がありましたので。

前は、手当は忘れましたが、一つ二つ、村の準職員は支給されているけど、社協は支給されていなかったということの記憶がありますので、改善されたのかなど。

よって、イコールになったのだというふうに解釈をしたいなというふうに思います。

それから、嘱託職員も村に準じてということですね。

それで、社会福祉協議会の職員も、これから高齢化社会というか、もうすでに入ってきているのですけども、かなりの業務が年々入ってきているというふうに思いますのでね。

現場の福祉の職員ということで、管内状況も調べておられるのかちょっとわからないですが、低い状況であるということだから、ある程度調べておられるのかなというふうに思うのですが。そんなことで、管内状況の並みぐらいに、常にいくようなことで、低ければそこまで引き上げて、それらの職員確保というのかな、そういう面についても今後引き続き努力をしていてもらいたいなというふうに思っております。

それから、墓地の垣根の関係。

樹種、本数について言われました。

反省してみますと、あそこも当時は胸の高さぐらいにするのだったんですね。

ところが担当者が変わるうちに、どんどん伸びて行って、下が根曲がりで行ってしまったので落葉が落ちるといったこんな実態ではないかというふうに思いますので、ヒバについてはそんなことないのかな。

ぜひ、一定の高さになったらきちっと剪定をして、今後管理していくのだということも、人事異動等になれば、きちっと引き継ぎをして、今後かかることないようなことで、ひとつ適正な管理に努めていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきたいと思います。

そのほか、ご質疑ございましたら。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） それでは、68ページの更別村の温泉のことについてちょっと伺いたいと思いますけども。これ大体、人数的にはかなり少ないのですけども、我々65歳でいくと1,000人ぐらいいるけども、それは全部行けないと思うのですけども、200円の補助金で1人12枚ということになっていますよね。

これは村長の方針の中に、近くに温泉があるのだから、月に1回ぐらいは近くの温泉に行ってもらおうと、そういうふうな中で12枚というものを出したと思うのですけども。実際に今、勘定すればわかるのだけど、どのぐらい今出ているのですかね、利用券。

自分も権利あるのですけど、まだ1回も使っていない。もったいないと思いながら、まだ1回も使っていないのですけども。

こういう話あるわけですよ。

私は行かないから、買うからこれを譲りますよという話があるのですけども、こういうのは村としてどういうふうに考えるのかちょっとお聞きしたいのですけども。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 更別村温泉の利用券につきましては、ご本人に対して12枚お渡ししてございますので、それをどなたかに譲るといったことは禁止されてございます。

そういう話の具体的なことは、私どもは聞いてございませんし、もうちょっと枚数欲しいなというお話は聞いているところでございます。

ただ、実際利用されている方は84名でございます。

それで、84名のうち、毎回ちょっとアンケートを協力をお願いしているのですけれども、そのうちの51名の方がアンケートを出していただきました。

それで、枚数ちょうどいい、どちらでもない、少ないというようなその項目がございまして、少ないというのは、51名中23名、やはり半数近く少ないという方がいらっしゃいました。

そのほか、16名はちょうどいい、どちらでもないという方が9名、そのどちらでもない方を足しますと、また25名というような形で、大体半々ぐらいな形になりますので、

窓口に来られて2回目の12枚をくれないのかと言われる方も中にはいらっしゃいますので、希望は多いのですけれども、ただ、全体でいけば84名。

それもここ何年ずっといますけれども、100名になったことはないのですよね。

ですので、ある程度固定化されての利用の人というような感じになっていることが今の現状ではないかなと思っております。

それで、PRが不足ということも前に指摘されまして、それで春先、それから秋口というような形に、広報等や何かでは周知しているのですけれども、それでもやはり利用はそのぐらいの形で終わっているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 安くて使えるなら誰でも使いたいのだよね。

大体我々も5時から行くのですけれども、この時間に中札内ばかりというぐらいの人もいるぐらいの時間があるのですよ。

かなり常連としては中札内が、我々の見慣れた知り合いの人が来てくることも間違いないし、そういう人もいますのですけれども、以外とそういう人方がその券を使えない人方が多いのですよね。

けれども、今言うように、200円で12枚しか買えないのに、行かない人から譲ってもらっている。

こういうことに、我々みたいな人間がそんなことしたら、多分自分の職を失うぐらいの問題になるのでないかと思うのですけれども。そういうものに対しての対策というのはいかがなものですかね。

この間、その券を自分で使っていないものだから見せてもらった、ただ出すだけなのですよ。

あそこに使った人の名前を書くようにしたらいかがなものでしょうかね。

そうでないと、これあまり強くいろいろな使っている人に問題が起きるのだろうけども、これやっぱり、せっかく村で好意として出しているものを、1人で24枚使うとかって話にはならないと思うのですよ。

それでやるのなら、もっともっていろいろな人に使ってもらうことの方が価値があることで、それに対してのいろいろ努力はしてもらわなければいけないのではないのかなって気がするのですけれども、いかがなものですかね。

1人12枚なのに、それ以上使うことに対しての対策とか、そういうことはどういうことになるのかという、12枚以上使った人。

その辺を村はどういうふうに考えていますかね。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 実際、そういうような使い方をしているという方の話は、私どもの方では把握してございませんので。

ただ、現実更別さんの方でいけば、そういうことが不自然な関係がわかるかもしれないので、その辺のところはちょっと調査させて、検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） せっかくですからね、更別にも多分、プライバシーの問題があるから言わないと思うのですけれども、自分で聞いている中には何人かいますと。

やっぱり今言うように、我々みたいな立場の人間が使うと、24枚も使うと、自分らの職を失うぐらいのことになるのでないかと思うので、今後、やはり宣伝もすることも大事

だし、もっともっと宣伝してもらいたいわけでも、あの券の中に、名前を書くぐらいのことをしていかないと、こういうことがまた増えていくような気がするのですけども。

できれば、そういうふうな対策を考えていただきたいと思うのですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 直接名前を書いてというところも一つの検討だと思います。

私どもの方としては、今そういう情報を得たので、できればモラル向上のための効果的なものを何かを検討して、例えば、そういう利用の仕方はお控えくださいとかというような、広報での周知だとか、それだとか、券をお渡しする段階のときに、実はそれは譲ることはできないのですよという周知、そういうようなものでやってみたいなど、今のところ考えています。

ただ、状況はやはり、ちょっと更別や何かのところにも本当に確認させていただいて、それで、いろんなことを検討させていただきたいなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 十分わかりました。

それともう一つは、十分宣伝をしていただいて、さっきも言うように、時間帯には更別の人が小さくなって入るほど中札内の村民が行っているところもあるので、まだそういう人方でなくて、いろんな方に行ってもらって、やっぱり更別を利用できるような、せっかく近くにあるのですからね。

村に温泉をつくれなんて言った人もいたけども、そうではなくて、せっかく安く入れてもらっているのだから、やっぱり村民がもう少し、多くの人でも利用できるような体制の中に、もっともっとPRとアイデアを考えていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきたいと思います。

そのほか、ご質疑。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 1点だけ質問させていただきます。

この99ページから100ページにかけて、保健事業が載ってございます。

これは住民健診に対する費用の計上だというように思いますけれども、この住民健診について、昨年もやはり促進する上でいろいろ工夫がなされたかと思えます。

例えば、電話で呼び掛けたり、訪問したりというようなことできまざまやられたかなというように思いますけれども、そういった工夫をしてやったことに対する成果がどうであったのか。

そしてまた、今年はまだ同じように、そういうような促進に対するそういうような電話の呼び掛けですとか、訪問ですとか、そのほかに何か企画しているものがあるかどうか。

そういったことをお聞きいたします。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） 健診全般に関することということでお答えをしたいなと思うのですけれども、健康増進計画を25年度に立てまして、26年度から初年度ということでいろいろ取組みを進めてきました。

特に健診関係については、特定健診とかに関することであれば、新たに個別通知を対象の方に全員に送付をしたりですとか、6月の健診を受けていない方に対象者を絞って、1

2月の健診の前に電話ですとか訪問で健診を呼び掛けて、また受診につなげたというような取組みもしてきました。

あと、健康増進計画で課題となっていることを、今回行政区の方に幾つか出向いてお話をさせていただく機会があったのですけれども、出前講座として希望された行政区が5行政区。

あと、村おこし懇談会の方にも保健師と一緒に付いて、短い時間ですけれども、村の現状をお伝えして、健診も受けてくださいというようなお勧めをしましたので、村おこし懇談会で多分10カ所ぐらい行かせてもらっています。

特定健診の受診率が一つの成果になってくるのかなというふうにも思うのですけれども、下降ぎみであった受診率が、平成25年度少し持ち直しまして、39.3パーセントぐらいまで回復しました。

まだ26年度については、まだ動いている数字ですので確定ではないのですけれども、受診数について言えば、増えてきております。

今年度の取組みですけれども、また健診がまた始まってまいりますので、対象の方には個別で対象ですよということでご案内はしたいなということと、また対象者を絞って未受診者の勧奨ですとか、進めていきたいなというふうには考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） いろいろな工夫はされて、少しは受診者も増えたり、村のやろうとする健康寿命を伸ばすという対策について努力なさっていられたということと、それに対して少しは成果があったということがわかりました。

やはりこのことは、まず自分の健康は自分でどうであるかということを知る一歩になりますので。

そして、やはりこのことが村の健康寿命を伸ばすということにもつながるので、ぜひ、いろいろな面でまだまだやれる部分があるかなとも思います。

私も村おこし懇談会の時に、このことのお話がありましたので、村としてこの健康の問題で、今、糖尿病の予備軍なり糖尿病の患者が多い。それに対する対策をどうしなければいけないか。

また、それを理解して進めていくにはどうしたらいいかということや何かも話されてきましたので、本当にいろいろな機会で、今村が抱えている健康の問題について発信していくということは必要だと思いますので。

特に老人クラブやそういったところにも行って、そのような内容を説明したり協力を求めたりということも大事ではないかと思っておりますので、その点についても、私の意見として申し上げます。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいと思えます。

そのほか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 先ほど説明あった駐車場の関係、ちょっとぶり返すようで申しわけないのですが、ちょっと説明を聞き漏らしたのかもしれませんが、今回改修するところ、来客者というか、父母の方を対象にしたそういう改修なのか。

職員、かなり何十台も止めていますよね、そこら辺も含めた改修なのか。

そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（高橋和雄君） 川尻保育園長。

○福祉課保育園長（川尻年和君） 今の質問に回答します。

今回の駐車場の改修につきましては、園児、そして保護者の安全対策ということがメインで、今の職員の駐車場につきましては、今、北側に砂利といますか、あります。

その部分に何らかの方法で設置したいなと思っています。

そのことで、スペース、今30台ぐらい職員の車が止まっていますけども、その部分については、保育園南側ですね。南側に空き地があるのですけども、その部分に砂利を敷いて、30台、40台の止めるスペースをつくりたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 南側の関係、全然書いていないものですから。

私もイベントがあるとき、時々あっちに職員置いていますよね。

あそこを整備すればいいのになって思っていたものですから、てっきりここの整備の予算かなと思ってちょっと勘違いしていました。

これも砂利を敷くだけでいいのかな、景観上もあるし、南側を職員の駐車場にするには。

それと併せて、教育費の関係で、プールの設計出てきますよね。

当然それを想定、この場所を想定しているのか、そこら辺また明日あるのですけどもね。

だとすれば、そこら辺とあわせた駐車場の整備というのもどうなのかなってちょっと思ったものですから、今質問させていただきました。

○議長（高橋和雄君） ちょっとお諮りをさせていただきたいと思います。

今の3款民生費から5款労働費に関して、まだ質疑のある方ちょっと挙手を願いたいと思うのですけども。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） いいですか。

ということで、この款を終わらせて、今日はこれで延会をしたいと思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。

明日は、新しい款から進めさせていただきたいということで、今日はここで終了させていただきたいと思います。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、これで延会にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

延会 午後 4時44分